

総務警察委員会記録

開催日時 平成23年12月12日(月) 13:02~16:10

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

中野 雅史 委員長
山村 幸穂 副委員長
小林 茂樹 委員
岡 史朗 委員
森川 喜之 委員
乾 浩之 委員
荻田 義雄 委員
新谷 紘一 委員
中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 林 奈良県理事兼危機管理監

杉田 総務部長
田中 地域振興部長
畑中 南部振興監
中山 観光局長
和田 警察本部長
幡谷 警務部長
安道 生活安全部長
福井 刑事部長
松本 交通部長
平城 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

○11月定例県議会提出議案について

議第59号 平成23年度奈良県一般会計補正予算(第7号)

(総務警察委員会所管分)

議第62号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務警察委員会所管分)

議第63号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議第64号 奈良県税条例の一部を改正する条例

議第65号 県税事務所設置条例の一部を改正する条例

議第66号 奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部を改正する
条例

議第78号 当せん金付証票の発売について

(2) 請願の審査について

請願第1号 日本政府に全ての原子力発電所の停止・廃止等を求める意見書
についての請願書

(3) その他

会議の経過

○中野委員長 それでは、ただいまより総務警察委員会を開会させていただきます。

10月13日付で理事者に異動がありましたので、地域振興部次長より自己紹介の後、
復旧・復興推進室長を紹介願います。

○村井地域振興部次長企画管理室長事務取扱復旧・復興担当 10月13日から復旧・復興
担当次長を兼務しております地域振興部次長の村井でございます。引き続きよろしくお
願いたします。

続きまして、同じく10月13日に地域振興部復旧・復興推進室長に就任されました中
井室長でございます。

○中井復旧・復興推進室長 復旧・復興推進室長の中井でございます。

○村井地域振興部次長企画管理室長事務取扱復旧・復興担当 どうぞよろしく願いた
します。

○中野委員長 ご苦労さまです。よろしく願いたします。

それでは、案件に入ります。

11月定例県議会提出議案の審査について、まず付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、

付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、付託議案について、総務部長、県理事兼危機管理監、地域振興部長、南部振興監、観光局長、警察本部長の順に説明をお願いいたします。

○杉田総務部長 それでは、議案の全体概要と総務部所管事項の状況についてご説明をいたします。資料は、「平成23年度一般会計補正予算案その他」、「平成23年11月定例県議会提出予算案の概要」、そして「平成23年11月定例県議会提出条例」の3種類を用いてご説明することになります。

まず、「平成23年度一般会計補正予算案その他」をご覧ください。

まず、目次をご覧くださいまして、今議会に提出しているものでございますけれども、11月30日提出議案、予算1件、そして条例7件、契約13件、そして報告2件の合計23件でございます。うち議第60号と議第61号につきましては先行議決をさせていただいております。

まず、補正予算につきましてご説明いたしますが、「平成23年11月定例県議会提出予算案の概要」の1ページをご覧ください。今回、補正予算第7号として提出しておりますのが、全体予算規模が282億9,635万1,000円でございます。

事業内容としましては、政策課題別内訳に書いておりますが、主たるものとしては、紀伊半島大水害からの復旧・復興事業関連でございます。また、3番の医療の充実ということで、51億8,900万円余を計上しております。また、繰越しの剰余金の処分の関係で、6番、その他でございますが、43億9,900万円余となっております。

財源の内訳、主なものでございますけれども、先ほどの災害復旧・復興事業の財源を中心としまして、国庫支出金163億480万円余を計上しております。また、これも災害復旧・復興の財源でございますが、県債として70億8,700万円余となっております。また、一般財源は48億6,000万円余を計上しておりますが、一般財源の内訳として、地方交付税1億2,200万円、これは算定の結果でございますが、ほかに平成22年度決算の繰越金47億3,800万円余となっております。

続きまして、総務部の歳出についてご説明いたします。6ページ、6、その他でございます。決算剰余金につきましては、地方財政法の規定に基づきまして、半額積み立てというのが義務づけられておりますので、その規定に基づきまして、26億4,000万円を財政調整基金に積み立てます。また、補正予算等で財源として活用したものを除く20億

9, 900万円につきましては、今後の財政負担に備えまして、今後増嵩する県債の償還に充てるため、県債管理基金に積み立てさせていただきたく考えております。

続きまして、給与の改定に伴う減額でございます。特別職、一般職合計で3億3, 900万円余のマイナス、減額補正でございます。また、給与改定の中で、福島原発周辺地区作業手当は警察官が現地で活動するための作業手当でございます。これに伴うものも計上しております。この給与改定に伴う減額のうち、総務部、会計局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局は、特別職がマイナスの218万6, 000円、一般職が1, 200万1, 000円となっております。各補正予算の款項の内訳は議案書に記載しております。

続きまして、繰越明許費です。7ページ、紀伊半島大水害からの復旧・復興関連で記載のとおり事業、そしてその他の繰越明許費としまして、ダム建設、奈良警察署整備、それぞれ繰越し理由に記載のとおり理由で繰り越しておりますが、合計で10件、163億1, 400万円余の繰越しの追加をお願いするものでございます。

債務負担行為につきましては、8ページに災害復旧・復興関連、そして今回指定管理者の指定に係る債務負担行為、平成24年度からの債務負担行為、指定管理者の指定に係る債務負担行為でございます。これら合計11件で167億6, 000万円余ということでございます。詳細な内容につきましては担当部局長からのご説明となります。

続きまして、平成23年11月定例県議会提出条例でございます。

条例につきましては、先ほどの給与関係の条例、一般職、特別職が2件、議第60号、議第61号は先行議決いただいております。議第62号以下をご説明いたします。

総務部関連で4件でございますが、まず1ページ、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正条例でございます。これは理由に記載のとおり、地域主権改革の関係法令の施行に伴いまして、所要の規定の整備と市町村が処理することの事務を追加するための改正でございます。

まず、1番でございますが、法律で新たに市へ権限移譲された事務につきましては、条例で規定する必要がないこととなりますので、その重複を避けるために規定の整備を行っております。

また、県で市町村と協議した上で、2番に記載の事務について新たに市町村に権限移譲を行います。(1) 地方自治法に基づく土地の届出の受理等、(2) 地方自治法に基づく財産区の議会の設置関係、そして(3) 水道法の簡易水道の清掃指示等に係る権限の移譲、

(4) 浄化槽法による設置の届出の受理等に関する権限でございます。これらにつきましては、関係する常任委員会でも別途ご説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、2ページ、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。先ほど予算の関連でご説明いたしました、要旨にありますように、福島原発周辺区域内作業手当を新たに創設したいと考えております。これにつきましては、その一定の区域につきましては、従事した日1日につき4万円を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額を支給したいと思っております。なお、現在、国で一定の基準が示されておりますので、それに基づきまして、敷地内、警戒区域、計画的避難区域、屋内待避区域などで定める予定であると伺っております。

続きまして、3ページ、奈良県税条例の一部改正条例でございます。今回の紀伊半島大水害におきまして、被災者はさまざまな経済的なご負担を負っておられます。それを踏まえまして、県税の減免等の措置を規定しようとするものでございます。

なお、これまで減免につきましては、事業税と不動産取得税のみ規定されておりましたが、今回の災害の例を見ますとすべての税目について技術的な整備を図ると、あと今回につきまして適用の必要がある法人県民税、自動車取得税、自動車税の減免につきましては、具体の措置として行いたいと思っております。

まず、法人県民税でございますけれども、これにつきましては、天災その他の災害を受けた法人に対しまして、県民税の均等割を減免するものでございます。具体的な考え方としましては、資本金の額の2分の1以上の損失を受け、かつ事業年度に法人税割の納付を要しない法人、これにつきましては減免を考えております。

次に、2、自動車取得税関係でございます。今回の災害で自動車が滅失または損壊した場合で自動車を買いかえた場合に対しましては、災害により滅失した自動車の被災直前の価格、残存価格に税率を乗じた額を減免するということとしております。また、自動車取得税の(2)でございますけれども、取得した自動車が滅失、損壊し、新たに自動車を取得しようとする場合につきましては、自動車取得税を減免するというところでございます。これにつきましては、取得した後1カ月以内に滅失、損壊した場合に自動車取得税全額を減免しようとするものでございます。

また、4ページ、軽油引取税関係でございます。これにつきましては、今回適用対象はないのでございますけれども、天災、災害を受けた場合に減免できる根拠規定を設けようとしているものでございます。

次に、4、自動車税関係でございます。これにつきましては、今回災害により損害を受けた自動車のうち、6カ月以内に20万円以上の修繕を行ったものにつきましては、自動車税額の2分の1を減免することを考えております。

5の鉦区税は、もし新たな災害が起きたときのための規定でございます。

6ページ、6、固定資産税関係につきましても今回適用対象はございませんが、災害で万が一のとき、起きた場合の根拠規定を設けようとするものでございます。狩猟税も同様でございます。

次に、8ページ、県税事務所設置条例の一部改正でございます。北部の県有施設の再編に伴いまして、新たに奈良県自動車税事務所を設置しようとするものでございます。これにつきましては、自動車税関係の税務を一本化しまして、大和郡山市の片桐庁舎におきまして、効果的な税務行政を展開しようとするものでございます。

条例関係は以上でございます。

続きまして、「平成23年度一般会計補正予算案その他」の137ページ、契約その他の議案でございますが、当せん金付証券の発売でございますが、これにつきましては当せん金付証券法に基づきまして、発売総額につきまして限度額を議会の議決をお願いすることになっております。平成24年度は、前年度と同額の95億円としたいと思っております。

続きまして、139ページから専決処分の報告でございます。損害賠償請求6件でございます。これにつきましては、次ページ以降に書いておりますけれども、宇陀地域、宇陀土木事務所関連の談合につきまして、支払いに応じない会社等に損害賠償金請求訴訟を提起したいと考えておるものでございます。すべて同趣旨の訴訟でございます。

最後、146ページ、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分、形式的な改正でございますが、これにつきましては、障害者自立支援法の改正に伴い、条項を引用する条文を改正する必要が生じたことから改正するものでございます。

総務部関連の説明は以上でございます。

○林奈良県理事兼危機管理監 それでは、危機管理関係の議案について説明を申し上げます。

先ほどの「平成23年11月定例県議会提出予算案の概要」の資料をお願いいたします。3ページ、イ、避難者・被災者支援の新規事業で被災者生活再建支援事業としまして、紀伊半島大水害で被災をした市村で被災者生活再建支援法の対象となっていない黒滝村の全

壊世帯及び県内1市4村の半壊世帯への生活再建支援金の支給としまして4,800万円を計上しております。

続きまして、6ページ、5、安全・安心の確保の災害救助基金積立金につきましては、県内被災地へ搬送した支援物資相当分を補てんするための基金積み立てとしまして2,945万8,000円を計上いたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中地域振興部長 それでは、本年度の補正予算案に関する説明のうち、地域振興部所管のうち南部振興監、観光局長が所管する以外のものについてご説明を申し上げます。

「平成23年度一般会計補正予算に関する説明書」の9ページをまずお開きください。4項の選挙費の選挙管理委員会費でございますが、委員報酬として8,000円の減になります。

それから、「平成23年11月定例県議会提出予算案の概要」の6ページに全部局の給与等改定に伴う減額が入っておりますが、そのうち、先ほど申し上げました地域振興部所管は選挙管理委員の委員報酬8,000円の減、一般職の給与改定に伴う479万3,000円の減、トータル480万1,000円の減となります。

続きまして、平成23年11月の県議会のご説明をさせていただきます。

「平成23年11月定例県議会提出条例」の1ページ、先ほど総務部長から奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正をする条例をご説明をいただきましたが、そのうち地域振興部所管の事項は、右側要旨の2に示されております市町村が処理する事務の追加でございます。(1)につきましては、例えば河川とか湖とかため池とかを埋め立てして、新しく土地が発生したような場合がございます。そういうような手続の効率化を図るために、希望をされました大和高田市ほか7市町村に権限移譲を行うものでございます。

(2)につきましては、市町村条例等によりまして、財産区議会を設ける場合等の条例の提案権でございます。これにつきましても希望された天理市ほか5市町村に権限移譲を行うものでございます。(3)につきましては、簡易専用水道の管理に関する清掃等の指示、給水停止命令、報告、徴収、立入検査に関する事務でございますけれども、こちらにつきましても希望された斑鳩町に権限移譲を行うものでございます。

続きまして、9ページ、奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正でございますが、東日本大震災に続く9月の紀伊半島大水害、未曾有の災害でございますが、今後、大規模な災害が発生した際に、被災した学生、生徒の就学の機会を速やかに確保する

観点から、県立学校の入学料等を減免し、または還付するために所要の改正をするものがございます。今回の被災にかかわらず、今後も大規模な災害が発生した際にこういうものを適用するということでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○畑中南部振興監 それでは、南部振興監所管の平成23年度11月補正予算について説明をさせていただきます。

「平成23年11月定例県議会提出予算案の概要」の4ページをお開きいただきますようお願いいたします。

ウの生業・産業支援の被災温泉施設復旧支援事業でございますが、台風12号で被害を受けた十津川村の温泉設備の復旧・復興のため、送湯ポンプや引湯管などの設備に対しまして補助し、紀伊半島大水害により甚大な被害を受けた観光産業の復興を図ってまいりますのでございます。

続きまして、紀伊半島大水害復興観光プロモーション事業でございますが、復興コミーシャルの作成や放映、旅行雑誌への観光情報の提供などによりまして、南部地域の元気な姿を発信するとともに、熊野参詣道の小辺路等の復旧ボランティアツアーを実施しまして、誘客につなげてまいりたいと考えてございます。

なお、当該事業は、ゴールデンウィーク向けのプロモーション実施を含んでいるために、債務負担行為といたしまして8ページに追加しておりますけれども、420万円の債務負担行為をお願いしたところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○中山観光局長 それでは、観光局所管の11月定例県議会提出の補正予算案について説明いたします。

「平成23年11月定例県議会提出予算案の概要」の9ページ、②その他の債務負担行為です。奈良まほろば館管理運営事業に係る契約について説明します。

この奈良まほろば館につきましては、東京都の日本橋に平成21年4月に開設し、首都圏における本県の観光情報の発信を実施してきたところです。本施設が入居しております建物の現在の賃貸借契約が本年12月末で期間満了ということですので。これまで建物所有者と賃貸借契約について協議しまして、平成25年12月31日まで延長するとの合意をしました。この期間延長にあわせまして、債務負担行為の延長をお願いするものです。

観光局所管の提出予定議案については以上です。審議のほどお願いいたします。

○和田警察本部長 警察本部所管の提出議案についてご説明いたします。

「平成23年11月定例県議会提出予算案の概要」の6ページ、第5、安全・安心の確保として、奈良警察署整備事業に係る経費といたしまして、562万1,000円を計上しているところでございます。これは、奈良警察署移転改築に向けまして、解体撤去を行う現在の奈良総合庁舎におきまして、吹きつけ材からアスベストが検出されましたため、アスベスト除去工事が必要となったことによる増額補正をお願いするものでございます。

次に、6番、その他の給与等改定に伴う減額についてでございます。特別職及び一般職の職員の給与等改定による減額について、他の部局とあわせて減額補正しようとするものでございます。うち警察本部分といたしましては、特別職で6,000円、一般職で4,312万8,000円の減額でございます。なお、一般職の手当には、福島原発周辺で業務を行った場合についての特殊勤務手当分を含んでおります。

次の7ページ、繰越明許費補正でございます。奈良警察署整備事業でございますが、アスベスト除去工事を実施する必要性が生じたことにより、所要の工期を確保するため、先ほどご説明いたしました増額補正を含みまして、奈良総合庁舎の解体撤去工事について繰越しをお願いするものでございます。

提出議案は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○中野委員長 ただいまの付託議案の説明について、質疑があればご発言をお願いいたします。その他の事項については後でということ。質疑ありますか。

○山村副委員長 1点だけお伺いしたいと思います。

先ほどご説明をいただきました被災者生活再建支援事業につきまして、県が独自の支援策をとられるということで、大変いいことだと高く評価したいと思っております。

この点に関しまして1点お伺いしておきたいのですけれども、現地の被災された皆さんにいろいろご意見をお伺いいたしておきまして、要望があったのですけれども、天川村の方ですけれども、調査に来られたときには、被害の様子を見に来ましたということで、被害の認定調査に来たとは言ってもらえなかったということで、認定調査であるのならそう言っていただけたら、もう少し見てほしいところもあったのということで、皆さんから声が寄せられました。それで、そのときには何もなかったにもかかわらず、その後になって、水がついた後が、床上浸水で天井にカビが生えてやりかえなくてはならないということになりましたり、床と壁の間にカビが生じてきたり、また、壁に入っております断熱材、これが水を含んで、暖房を入れると膨張して使えなくなってしまったということで、いろ

いろ支障が起きているということも訴えられております。こういうふうに現地では様々な不具合というか、実態があるということをお聞きしております。県で上乘せをしていただいたということで、できる限りすべての被災者が救済されることを望みたいわけなのですが、実態に見合って幅広く対応していただけるのかどうかというところを確認しておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○松山防災統括室長 被災者の生活再建支援につきましては、被害の実態にできるだけ即して考えるとともに、公正さを保つための制度上の理屈づけが必要だと考えております。県では、こうした視点に立って、被災者生活再建支援法による支援を基本としつつも、同一の被害に対する支援の不均衡や同種の被害に対する支援の不公平感を是正するため、加えて負担の軽減を図る必要性の高い被災者に対しては県単独で支援を行うという考えで今回補正予算を提出しております。

今回の紀伊半島大水害におきましては、住宅全壊が1世帯である黒滝村の全壊世帯、及び全壊、大規模半壊同様、床上浸水等により住宅本体に一定の被害を受けた1市4村の半壊世帯を県単独での支援対象とし、支援金額や被害認定の扱い、対応を含め、積極的に被災者支援を行う所存であります。以上です。

○山村副委員長 そのつくられました趣旨に見合って、同じ水つきであるのにうちはどうしてと被災者の方が思わなくてもいいように対応していただきますように重ねてお願いしておきまして、質問を終わります。

○中村委員 1点だけ。今回の奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例ということで、毎回いろいろなやつが出てきているのですけれども、行政改革が言われて久しいわけで、そして権限の移譲ということで、これも市町村の体力をつけるということで非常に結構なことです。すべていいことなのでも、今回も地域主権改革の推進を図るために市町村に権限を移譲するというので、市町村が処理する事務の追加ということで、4つの項目が出ています。県がこのように条例改正をして、市町村に権限を移譲して協議をすると。その協議をするのは結構なのでも、いつまでにやるということがないわけで、今回のこの4つの分でも、多くは申しませんが、引き受けている市町村が1～2市町村であったり、全然引き受けない市町村が今までからたくさんあるわけです。そうすると、県が積極的に推進しようとしているのに、市町村においてはばらばらで、うちはもうこんな業務、極端に言えば面倒くさいからもう要らないのです。例えば奈良市や橿原市や桜井市、大きな市でも、受ける業務もあれば受けない業務もたくさんあるわけ

です。例えば、浄化槽法による設置の届出の受理等に関する権限でも、受けている市町村は少ないのですよ。本来これは県としては、例えば3年以内にとか5年以内にとか、市町村に受けもらえる努力をするということで、協議をしていると言うけれども、いつまで協議をして、こういう条例を改正して、権限移譲の実を上げるということに重きを置いたら、これは、現実はどうなっているのかということです。この1、2、3、4の今回の条例改正でも、これによって受ける市町村はどれぐらいあるのですかと、受けない市町村は一体いつ受けてくれるのですかということについて、ご答弁をお願いします。

○林行政経営課長 県独自の権限移譲についてでございますけれども、これにつきましては、今、委員お述べのように、地方自治法に規定がございまして、市町村と協議を行うことになっておりまして、協議が調わない限り、県からすべての市町村に一律に移譲することはできないということになっております。県といたしましても、できれば一律にすべての市町村に権限移譲することは、事務的にも望ましいことだとは考えておりますけれども、受け入れ体制等、各市町村によってそれぞれ事情もございますので、県としてはまずは権限移譲の体制が整って、意欲のある市町村から順次移譲を進めていきたいと考えております。また、今後も受け入れをしておられない市町村に対しては、継続して働きかけをして移譲を推進していきたいと考えております。以上でございます。

○中村委員 説明はわかるわけですが、県が独自に市町村に権限を移譲するということは、県にもそれ相応の理由があって、今までいろいろと調べてきた結果、県独自に市町村に権限を移譲しようではないかということで、浄化槽についてもこういうことなのですね。県もそれまでの背景を調べてきて、もうこの時分でこれは市町村に移譲した方がいいということで、今の話だったら、移譲して、それからが市町村とぼちぼち協議しようではないかとか受け取れないわけです。そうしたらもっと時期を置いて、なぜこの時期にこういうものを移譲してきたのかと、もっと事前に打ち合わせをする期間が幾らでもあるのですから、そこそこの市町村が引き受けてくれる体制になって初めて条例改正をして追加をしていくのが筋ではないかと。県は急いでいるとか、市町村によってはとか、いろいろ特殊事情があると思うのです。特に市町村別に見ましたら、例えば大きな市でも、当然受けてしかるべき項目を受けないで、小さな市町村が受けたりする事案があるわけです。ここでどこの市町村が何を受けとるのかは言いません。しかし、もう少しお互いにこういうことをやる場合には、県もしっかりと市町村の事情も調査をして、把握をして、これだったら大体受けてくれるだろうという時期に条例改正するとかいうことをやらないと、か

け声だけで、権限移譲、権限移譲と言って五月雨式にやっていたら、いつまでたっても行政改革の実は上がりません。どう思われますか。

○林行政経営課長 先ほども申し上げましたように、できるところから進めていきたいと考えております。今後とも一つでも多くの市町村にご理解いただけるように、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○中村委員 きょうはこれで。

○岡委員 何点か確認方々質問させていただきます。

まず1点は、先ほどの条例改正の中で、自動車等の減免措置の条例改正がございますが、実はこういう例があるのですけれども、今回の災害で、自分の住んでいるところに車を置いたまま避難されている方がおられまして、その車がずっと、道路が使えないもので、実質的には車が使えない状態にあると。車は何ら損傷していないわけです。しかし、使えない状態がもう長い間ありまして、なおかつ今後とも長期間にわたってその車が使えないおそれがあるという状況下の中で、このことについての対策を、減免対象になるのかどうかの結論を早急に出してほしいという現地からの要望もございます。私とすれば、これはもう被災と同じ状況だと思しますので、実態に合わせて、ぜひ減免する対象に加えるべきではないかと思いますが、その辺の見解を確認しておきたいと思っております。これが1点でございます。

それから、2点目は、先ほど山村副委員長の発言にもございましたけれども、天川村の被災地の件に関連して、一つ確認したいことは、この生活支援の形で見舞金等が100万円とか50万円とか認定されて支給されているようでございますけれども、これが全壊、それから大規模半壊、半壊という段階があるようでございまして、全壊は100万円、大規模半壊が50万円ですか、そのあとはもう基本的には対象外であるということの中で、多くのお家が何らかの形で被災されている状況の中で、100万円の見舞金をもらうお家、また50万円の見舞金をもらえるお家、全く対象にならないお家の格差が激しいということで、この間も区長さんがおっしゃっていましたが、実はもらった方が、これを一旦返すから、みんなで話し合って分けてほしいということ、遠慮されて、区長に申し出られている様子もあるようでございます。こういうことについてもう少し、せつかく支援してあげるにもかかわらず、何か新たな問題を起こさせるようになっている感じもいたしますので、地域の方が円満にいく何か妙案はないのかどうか、この点についてお尋ねしたいと思っております。

それから、今回の大災害におきまして補正予算、とにかく必要なものの応急的なものは大体これで計上されたと思うのですが、最終的には、1,000億円以上になるかもわからないというご発言もどこかにあったように思いますが、実はある村に行ったときにその首長がおっしゃっていましたのは、災害に対する対応の中で、小規模な災害については、基本的にはその自治体が100%しなければならないというルールがあるようでございまして、金額は大体60万円ぐらいが基準になっていると聞いているのですけれども、これも箇所が多いと大きな金額になってくるということで、村民の皆さんからすれば、例えばわずかにあそこの道路が崩れた、小さな橋が壊れたという20万円、30万円程度の工事であっても、早くしてもらわないと生活に困るというケースもたくさんあるように思います。そういう中で、何とかこういうことについての被災状況を早く復旧するために、その基準に関係なく、県として何か対応できる方法はないのかどうか、お考えがあればご答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○奈良税務課長 自動車税の減免についてご質問をいただきました。

委員がお述べの、例えば、私どもも被害を聞いておりますけれども、村道等が崩壊等をしており、一定の期間、自動車が運行不能になっているという状況が確認できましたら、税の負担の軽減につきましても弾力的に実態に応じて運用できるように措置してまいりたいと考えております。以上です。

○松山防災統括室長 被災者生活再建支援法関係ですが、被災者生活再建支援法というのは、まず、被災された方が生活を再建する上で一番何が大事かというところで、基本となるところの住まいの整備がまずできなければ、復興・復旧に時間がかかるであろうという発想のもとで、もともと議員立法で成立してきたものです。本県におきましても、家の本体が大きく壊れた方に対しての支援を行いたいと、国の方では全壊、同じ半壊の中でも大規模半壊までしか支援の対象にしておりません。しかし、同じ半壊の中でも、大規模でなくてもやっぱり補修が必要なお宅についてはということ、今回、単なる大規模でない半壊のところまで県単の方で補助させていただこうということ、今、補正を考えております。これで生活再建支援というところで、住まいが基本というところが発想の基準になっておりますので、もらわない方ももらう方の格差についてご理解いただくということをお願いしたいと思います。

○村井地域振興部次長企画管理室長事務取扱復旧・復興担当 小規模な災害の対応でございまして、例えば激甚災害を受けた団体でありましたら、公共土木施設1カ所の事

業費が30万円から60万円、あるいは農地・農業用施設あるいは林道の場合は1カ所の工事費が13万円から40万円の場合に、これは市町村債の起債が対応可能ということになっております。こういうものをしっかり活用して、復旧に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○岡委員 今の小規模の災害の件でございますが、その辺につきましても、地元の首長が、多分いろんなことで、今回、激甚災害ということを経験される方もいらっしゃるかもしれませんので、よく説明してあげて、特に今言いましたように10万円、20万円、30万円ぐらいの復旧費がかかるような災害においても、地元の住民からすれば大変生活に緊急を要する工事だと思います。しかし、その現場の方に聞きましたら、村に相談しても、そんな一度にお金を出されないとと言われて、軽くあしらわれておるといような場面もあるようでございますので、何とかそういう住民の皆さんのお声が届くように、県からもアドバイスを改めて各首長にしてあげていただきたい。要望したいと思います。

それから、先ほどの天川村の話でございますけれども、これは先ほども山村副委員長も話ししましたように、最初から手違いがあったように思います。これはこの間、総務部長でしたか、お会いしたときにも若干そのことはお認めでございましたけれども、何かといいますと、こういう災害は実は天川村も初めてのようでございまして、こういう制度そのものに対する理解がほとんど十分されてないまま始まったと。私は残念に思うのは、村の担当者がわからないのはよくわかるのですけれども、県の担当者が例えば家屋調査に入る場合でも事前に手順を教えるなり、最低限押さえるべきところをきちっと指導、助言をしてから現場に入るように指示するとか、そういうアドバイスがなかったのが混乱につながっていると。再調査をしている場面もあるようでございます。これはぜひやっていただきたい。逆に言えば、被災された方々がきちっと説明を理解できればいいのです。やはり災害ですのでランクつくのは当然ですから。ただ、その基準が全然示されずに、ある日突然若い職員が入ってきて、「ちょっと見させてもらいます」と言って見ただけで帰った。何日かしたら、「あなたは半壊です」とかというような感じで通知書が来た。「これ何ですか」と聞きに行ったら、「実はこれこれで」というようなことで。ではあれは何のための検査だったのかということで、後から、それだったらもっとちゃんと説明したのにと、中にひどい話は、留守の間に調査して帰った例もあったようでございまして、でたらめとは言いませんけれども、配慮の欠いた、最初の入り口の段階で手違いがあったように思いますので、これは村の方も十分反省されておられましたので、県としてももう1回その辺につい

ては住民の皆さんのお声をちゃんと反映するように、ご協力をぜひお願いしたい。これも要望にしておきたいと思います。

以上です。

○森川委員 何点かお尋ねしたいのですが、今度の補正予算の中に、紀伊半島大水害において、必要な救援物資とか、またさまざまな対応は今ご質問もあったと思うので、またもう一度こういう雨が降る場合があるという想定の中で、衛星電話の今の設置状況というのを教えていただきたいし、今後の予定として、どれぐらいのスパンで衛星電話、また体制づくりというのがされるのか、1点お聞きしたい。

それと、その他の債務負担行為の中で、奈良まほろば館管理運営費、今、2年目に当たるのか、3年目に当たるのか、この利用状況というのは、どれだけの方がこの東京の観光拠点を訪れられているのか、2点とも事前に通告していたらよかったですけれども、わかる範囲でお答えいただけたらと思います。

○松山防災統括室長 今現状で衛星携帯電話を持っている数というのは、十津川村が持っているのですが、今、正確な数字はわかりません。

今後の予定といたしましては、今、国で東日本大震災を受けまして、衛星携帯電話の補助制度を新たに設けまして、今回、県から39台、衛星携帯電話の国庫補助の申請をしております。以上です。

○村上ならの魅力創造課長 東京日本橋の奈良まほろば館につきましては、平成21年4月開館以来、累計で約69万5,000人を超えておりまして、平成23年度中の1日の平均入館者数は598人でございまして、土日、祝日につきましては904人というのが今現在の状況でございます。以上でございます。

○森川委員 突然な質問で申しわけなかったです。

携帯電話は、できるだけ早く各地域につけていただきたい。災害はいつ起こるかわからない。連絡不足になった件もございますので、早急につけるような体制でお願いしたいと思います。

また、観光案内所については、大変大きな数字なのでびっくりしました。また奈良県の発展のために、また観光の流通のために、この施設を活用していただきたいと思います。

質問を終わります。

○新谷委員 今回の台風につきましては、特にそれぞれの関係部署以外の県の職員の皆さん方にも、大変な努力をいただいて、夜も寝ないで頑張っていたいただいたということを聞か

せてもらっているところでありますので、その努力に敬意を表しておきたいと思えます。
あつてはならない大災害でありますので、大変苦勞をかけますけれども、復興のために頑張つてほしいと思うのですが、補正予算282億円の中で、特に災害につきましては186億円という大きな予算を組まれました。12月定例県議会としては余り例のないことなのですが、この予算の大きい少ないは当然復興に関係するわけなのですけれども、今も話が出ていましたように、苦勞をかけながらも復興にかかわつて、職員の皆さん方の対応によつて、復興、復旧というのはかなり時間を要したり、取り違えがあつたりしておける場合がありますので、さらなる努力をしてほしいと思うのです。そして、今、12月の補正予算は予算として、これは本当は単年度で、3月いっぱい、あるいは出納閉鎖までに消化をしてほしいと思うのですが、復興には1,000億円以上かかるという話が出ているわけですので、できるだけまたがらないように執行をやつてほしい。そして今も観光開発等にご尽力をいただいているわけでありますので、この復興にかけたる180億円という予算をぜひとも早く消化してほしい。そうして効率よく、安全・安心をキープしながらこの予算執行をやつてほしいと思えますので、今申し上げたように、対応がおくれたら長引くこともありますので、そういうことのないようお願いしたい。考えがあればお聞きをしておきます。

○畑中南部振興監 今、新谷委員がおっしゃつたように、要するに地域の生活の支援、復興にかかわることでございますので、できる限り早急に対応してまいりたいということでございます。よろしくお願ひします。

○中野委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、採決に当たり、付託議案について委員の意見を求めたいと思えます。ご発言願ひします。

○山村副委員長 それでは、意見を述べたいと思えます。

議案第59号の平成23年度奈良県一般会計補正予算について、先ほども申しましたが、被災者支援のための新たな対策を盛り込んでいただいておりますので、大変評価をいたしておりますけれども、残念なことに職員の給与を減額するということになっておりますから、この点につきまして反対したいと思えます。

他の議案につきましては賛成いたします。

○中野委員長 ほかに意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これより付託を受けました各議案について採決を行いたいと思います。

ただいま、議第59号、平成23年度奈良県一般会計補正予算(第7号)当委員会所管分につきましては、委員から反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。議第59号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。よって、ただいまの議第59号中、当委員会所管分については、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りをいたします。議第62号中、当委員会所管分、議第63号から議第66号及び議第78号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、議第62号中、当委員会所管分、議第63号から議第66号及び議第78号については、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わらせていただきます。

次に、請願の審査を行います。

当委員会に付託を受けました請願第1号について、書記に要旨を朗読させます。

○松岡書記 それでは、総務警察委員会所管、請願第1号について朗読を申し上げます。

日本政府に全ての原子力発電所の停止・廃止等を求める意見書についての請願書

請願者 奈良市在住

原発いらない奈良の会代表

武部 毅陸

紹介議員 梶川虔二、宮本次郎、小林照代

要旨

奈良県議会として、下記事項についての政府宛て意見書を11月定例会で可決すること

を求め、請願する。

- ①現在稼働させている全ての原子力発電所の運転を、即時に停止・廃止し廃炉にすること。
原子力発電に代わる環境保全分散型エネルギーへの転換を進めること。
- ②現在定期検査に入り停止している全ての原子力発電所を再稼働させないこと。
- ③ばくだいな原子力関連費を凍結し、新規原発建設・高速増殖炉・プルサーマル計画など、
全ての原子力関連事業を廃止すること。
- ④原発事故により影響を受けている全ての被害者・避難者・被爆者に謝罪し、完全補償す
ること。避難する権利・疎開する権利を認め、安全措置・救済措置を取ること。
- ⑤福島在住者をはじめ、避難者、被曝した可能性がある全ての人々の健康診断・精密検査
を毎年行うこと。被曝があきらかになった人々について一生の医療保障を行うこと。
- ⑥放射能の拡散・二次汚染の危険性を避けるため、放射能汚染された震災廃棄物の処理を
全国の自治体に拡大しないこと。

理由

3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、原発周辺地域のみならず、日本全国、世界を危機に陥れた。大量の放射能は現在も拡散し続け、大気・土壌・海洋を汚染し、飲料水・原乳・野菜・食肉などの汚染は、内部被曝の危険性を生みだしている。周辺住民・避難者、事故処理作業に従事する労働者の被曝はもとより、子どもたちをはじめ全国の人々・生物の生命が脅かされている。

避難措置によって、住みなれた家や職場を追われ、故郷に帰る見通しもなく不安な避難生活を強いられている住民は10万人以上と言われている。避難区域外からも多くの犠牲を払い避難せざるを得ない人々は増え続けている。福島では、ふくしま集団疎開裁判が始められた。子どもたちの甲状腺異常も報告され、生命と生活は危機的状況に追い込まれている。補償と賠償に裏付けられた避難する権利を認めなければならない。

このような中で、野田政権は、原発を推進し、再稼働を進めようとしている。野田首相は、9月に国連で、各国への原子力技術協力や原発輸出を継続すると表明した。また、「来春以降、夏に向けて再稼働できるものはしていく」と明言し、秋から冬にかけて全国の原発のストレステストを実施し、年内2次評価から国際原子力機構の再評価を得て、原発の再稼働を強行しようとしている。暴挙である。

政府は、未だ、「直ちに影響はない」「除染を行う」と「安全」を強調している。強い放射能が拡散し続けている時にどうして安全であると主張できるのか。人の生命よりも原発

の方が大事なのか。原発を国策として推進してきた政府、そして東京電力をはじめとする電力・原子力関連企業の責任は限りなく大きい。地震・津波は自然災害であるが、原発事故は人災である。原子力「安全神話」は崩壊した。

私たちは、政府の責任において、上記6項目について速やかに実行することを求め、政府宛て意見書を奈良県議会で可決することを求める。

○中野委員長 ご苦労さまです。

ただいまの請願第1号について、質疑があればご発言をお願いいたします。ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑を終わり、続いて採決です。

採決に当たり、請願第1号について、委員の意見を求めます。ご発言をお願いします。

○乾委員 本請願は、今日の国民の願い、気持ちをあらわしていると思います。既に国際的にも脱原発の動きが出ているところでもあります。なら元気クラブとしては、本請願を採択すべきだと思います。

○山村副委員長 それでは、賛成の意見を述べたいと思います。

ここにも書かれておりますとおり、原発の危険性というのは、今回の事故で本当に社会的に大きな問題であるということが明らかになりました。しかも現在の日本の科学あるいは世界の科学をもってしても、核廃棄物を無害にするという技術を持たないという、そういう状況でありますから、運転すればするほど危険な死の灰がたまりにたまって、地下深く埋めておくしかないという、本当に恐ろしい状態であるということから考えましても、人類が共存できるものではないと思います。

自然エネルギーへ転換をしていくということは、計画的に進めていかななくてはならないことだと思いますが、現在使っております原子力関連の莫大な費用、これを新エネルギー開発に充てるならば、十分可能であると思いますし、まずもって政府が原発から撤退をするという決意を固めるということが第一であると思いますので、今回のこの請願に賛成をしたいと思います。

○岡委員 まず結論から申し上げますが、この請願については反対の意見を申し上げたいと思います。

といいますのは、私どもも脱原発ということについては当然異論はないわけでございまして、今回の事故を教訓として、できることならば一日も早い原子力を使わないエネルギー

一という時代を迎えたいと思うわけでございます。しかし、今現在、特に地元関西電力等もそうでございますけれども、原子力発電にエネルギーを頼っている率が非常に高いわけでございます。これを直ちに停止とした場合に、確かに原子力の安全性はもちろんそれで不安はなくなるわけでございますけれども、しかし、大きな日本の経済に対する影響であるとか関連するいろんな影響を考えますと、やはり計画的に、段階的に、できるだけ速やかにということの条件つきではございますけれども、脱原発を目指すべきであると。

この請願の中身につきましては、すべて今現在稼働されているものも含めて即停止という内容になっておりますので、私どもはその辺は無理ではないかと思いますのとあわせて、それをやってしまいますと、逆のまたいろんな不安を国内外に起こすのではないかという判断から、今回のこの請願については直ちに賛成しかねるということで、意見を申し上げたいと思います。

○中野委員長 それでは、付託を受けました請願第1号について、採決を行いたいと思えます。

委員各位より、請願第1号の採択について、これにつきまして、起立により採決をいたしたいと思えます。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

着席願います。

起立少数であります。よって、請願第1号は、不採択とすることに決しました。

これをもちまして請願の審査を終わらせていただきます。

次に、その他の事項に入りますが、初めに、陳情5件が出ておりますので、ご了承を願いたいと思えます。

続いて、総務部長から県庁舎系施設中部地域再配置構想について、地域振興部長から大滝ダム試験湛水実施について、南部振興監から奈良県紀伊半島大水害復旧・復興に向けた取り組みについてほか1件、観光局長から奈良県南部地域緊急観光支援事業についての報告を行いたいとの申し出がありましたので、順に報告をお願いをいたしたいと思えます。

○杉田総務部長 それでは、県庁舎系施設中部地域再配置構想の資料があるかと思えますので、ご覧ください。これに沿って説明いたします。

今回、県庁舎系施設、いわゆる県の出先機関の中部地域における再配置をしようとするものでございます。

まず、バックグラウンドから説明いたしますと、資料1の1ページをご覧ください。現在、県の中部の出先機関の状況を書いております。高田総合庁舎、桜井総合庁舎を初めとして、いずれも築40年以上、すなわち耐震基準を有しないという状況でございます。県の出先機関の配置としまして、これらをまた建てかえる、あるいは耐震改修をするといった考え方もなくはありませんが、ハード面の整備コストをかなり増嵩する必要があると、また、サービスの利便性もその改修期間中かなり劣ることになると、そういう背景がございます。

今現在、北部地域で再配置計画を実施しております。耐震性のある建物を使いまして、そこに集約をして、そして使わない施設につきましては用途廃止していくと、これが北部につきましては片桐高校を拠点として行われておりますので、今回、中部地域も同様の考え方でやっていきたいということでございます。

目的としましては、そちらに書いてありますように、人、物、金の活用ということですが、行政コストの削減、行政のサービスの品質の向上、そういった両にらみから考えてまいりたいと思っております。

集約する施設は、旧耳成高校、今、JAが運動場側を使おうとしておりますが、その北側の耳成高校、昭和57年、築29年でございます。そして桜井土木事務所、これは昭和62年ですので築24年ということでございます。

次の2ページ目の図をご覧くださいますと、県の出先機関におきましては、税、福祉、農林、土木、保健所等ございますが、まず税の面からご覧いただきますと、今、高田総合庁舎に高田県税事務所、桜井総合庁舎に桜井県税事務所、そして吉野県税事務所とございます。これにつきましては、集約化をしました上で、耳成高校に持ってくるということを考えております。

また、次に中和福祉事務所につきましては、現在、主として町村所管のケースワーク業務を行っておりますので、これも耳成高校に集約をするということでございます。

次に、農林系でございますが、今、中部農林振興事務所が高田総合庁舎、土地改良区が畝傍御陵前、樞原公苑の近くにございます。それから、桜井総合庁舎に農業普及課がございます。これらにつきましても耳成高校に集約するということでございます。

次に、保健所でございますが、保健所、今、葛城保健所、桜井保健所、分かれております。これにつきましては桜井土木事務所を使いまして、そこに集約をするということでございます。

土木事務所につきましては、桜井土木事務所と宇陀土木事務所については耳成高校のところに集約をするということです。高田土木事務所はそのまま存続いたします。

また一方で、東部農林振興事務所ですけれども、今、近鉄榛原駅前にありますが、それと高原農業振興センター、こちらの東部の農業関連につきましては統合する形で行いたいということです。

再配置後の姿としましては、耳成高校に税、福祉、農林、土木が集約され、桜井土木事務所跡に保健所が集約され、そして高原農業振興センターのところに東部農林関連が集約されるという姿になります。

1 ページに戻っていただきまして、以上のような形で集約を図りたいと考えておりますけれども、本会議の答弁でも申し上げましたけれども、税で申しますと、各種納税証明ですとか税の手続がございます。それから、保健所で申しますと、各種の福祉、医療関係の給付関連の手続で来庁される方がいるということがございます。したがって、そういうところにつきましては出先のサテライト機関を設けたいと思っています。また、宇陀土木事務所におきましても、東部におけますインフラの維持、管理、さらには災害時の緊急対応の機能を発揮するためのサテライト機関を開設することを考えたいと思っています。

仮にこの再配置構想が具体化する時の手続きでございますが、来年度、設計業務、平成25年、平成26年にかけて改修を行いまして、平成26年12月から施設の移転を開始しまして、そして平成27年に入りまして土木事務所と保健所の移転を行うと、こういう玉突きのような形になりますけれども、このようなことを考えております。

この再配置構想につきましては、今回、議会に報告としてお示しをするという中でご審議いただいておりますし、関係市町につきましてもお示しをして、意見をお伺いしているということがございます。今後、その意見を踏まえまして、具体化を図るという作業になります。以上です。

○田中地域振興部長 続きまして、大滝ダムの試験湛水実施について、国より説明がありましたので、ご報告をしたいと思っております。

資料2「大滝ダムの試験湛水実施について」をご覧くださいと思います。

ご心配をおかけいたしました。大滝ダムは平成15年の試験湛水中に白屋地区で亀裂現象が生じました。国におきましては、貯水池斜面の地すべり対策、これに努力を傾注していただきました。おかげさまでもちまして、白屋地区につきましては平成21年2月、また、迫地区はことしの3月に工事が完了いたしました。残る大滝地区につきましても、押

さえ盛土工及び鋼管杭工が完了いたしました。

これを受けまして、9月の初旬ぐらいには試験湛水を実施したいというお申し出がありましたけれども、不幸なことに9月に台風12号が発生をいたしました。これを受けまして、川上村迫で大規模な斜面崩壊が発生しました。それで、これを受けまして、県から国に対しまして、ダムの十分な安全点検をもう一度やってくれということで要請いたしましたところ、かねてから実施していました斜面の巡視や挙動観測機による地すべりの監視体制に加えて、臨時点検の実施、専門家による調査の実施、観測機器の追加設置など、3つの視点からさらなる緊急の安全点検を実施していただきました。国より、台風12号豪雨を受け安全点検を実施し、安全性を確認した上で、試験湛水に際しては安全対策について十分配慮し実施する旨の文書で回答をいただきました。これを受けまして、12月15日から試験湛水に着手することとされたこととございます。

国によりますと、試験湛水は12月15日を開始日といたしまして、過去に経験し、安全を確認している水位の標高280メートルの水位から開始し、安全を確認しながら細心の注意を払い、1日1メートルの水位上昇を限度にサーチャージ水位の標高323メートルを得て、これはダムの高さから3メートルぐらい下だと聞いております。その後、1日1メートルの水位確保を限度に、最低水位の標高271メートルまで水位を落とし完了となります。気候の条件等の影響はございますが、順調に進めば、6月下旬に試験湛水は完了となる予定とのこととございます。7年前に試験湛水を実施しておりましたが、やっと新しく試験湛水を開始できたと聞いております。この大滝ダムが完成すれば、安定的な水源が確保できて、県民が年間に必要とする水を確保できると聞き及んでおります。

県としましては、そういった水は確保できるけれども、安全な試験湛水の実施はもとより、治水上、地元関係住民、紀の川流域の住民の安全な生活に直結するダム供用のための操作規則、これらの策定に向けた協議を進めておりますが、河川管理部門を中心に、住民の安心・安全の確保、それと同時に早期の供用開始の実現を引き続き国に対して求めていく考えでございます。

先の本会議でも土木部長から答弁を申し上げましたけれども、その際に松尾議員から、地元の方々は地元のことを一番よく知っている、だから試験湛水があれば、ひょっとしたらそういうひび割れができるのではないかというような意見をお伺いしていたと聞いております。ですから、今後は、こういう安全・安心に管理をしていくためには、地元の方々のそういった細やかなご意見をお伺いしながら、安全・安心対策に万全を期していた

だくよう、県から要望しております。

それから、梶川議員からご質問がございましたが、ダムが完成すれば、水が十分に確保できるけれども、例えば水が少し余ると違いただろうかというようなご懸念もございました。そういうことはもう3年、4年前から想定をしております、県域水道ビジョン、これは県営水道とか市町村の簡易水道だけではなくて、県域全体を一つの水需給地域だと考えて、県の水道の水とか市町村が独自でためている水とか、そういうようなものを総合的に利用することによって、できるだけ安心して安全、しかも安価な水需給が実施できると考えております。

先日の議会の答弁で申し上げたことを今繰り返しておりますが、私からの報告は以上でございます。

○畑中南部振興監 それでは、奈良県紀伊半島大水害復旧・復興に向けた取り組みについてのご説明をさせていただきます。

お手元に資料3-1と資料3-2という資料をお配りをしているかと思えます。資料3-2に関しましては、参考資料でございますので、資料3-1の「奈良県紀伊半島大水害復旧・復興に向けた取組について」をもとにご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料の1ページ目につきましては大水害の特徴、2ページ目につきましては被害状況について記載をさせていただいております。ご承知のように、過去に例のない記録的な豪雨によりまして、大規模な土砂崩れが発生いたしました。これによりまして、14名の亡くなられた方、また10名の行方不明者など、甚大な被害となっております。また、2ページにございますが、当面の公共施設等の復旧の所要費用につきましては、現時点で1,000億円を見込んでおるところでございます。なお、山間部等におきまして、調査未実施の箇所が多数ございまして、被害状況については判明していないものも多く、今後さらなる所要額が見込まれるところでございます。

続きまして、3ページ目は、復旧・復興の基本的な考え方でございます。復旧・復興に当たりましては、災害に強く、希望の持てる地域を目指しまして、被災地域の迅速な立ち直り・回復、2点目としまして、地域の再生・再興、3番目でございますが、安全・安心への備えを3つの柱といたしまして取り組んでいく考えでございます。また、市町村長、県議会で活発なご議論をいただき、今年度中に復旧・復興計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4ページ目、復旧・復興計画の位置づけでございます。計画の期間を10年といたしまして、社会状況の変化、地域の新たな動きにも柔軟に対応し、必要に応じて改定をしてみたいと考えてございます。

続きまして、5ページ目、これまでの復旧・復興に向けた主な取り組みの経緯を時系列にまとめたものでございます。この中から主なものを説明をさせていただきたいと思えます。

まず、10月7日でございますが、10月7日に知事を本部長とする復旧・復興本部を設置いたしまして、同時に復旧・復興計画策定チームを発足いたしました。今回の復旧・復興計画の策定に当たりましては、いろんな分野が関連をしておりますことから、部局長をキャプテンとする部局横断的なチームをつくりまして検討をすることとしたものでございます。チーム分けとキャプテンにつきましては6ページ、7ページに記載をしておりますので、ご覧いただきますようによろしくお願いいたします。

続きまして、10月20日でございますが、第2回の本部会議を開催いたしました。被災された市町村長から要望、ご意見をお聞きしたところでございます。その要望事項等につきましては、8ページ、9ページに記載をしているところでございます。

また、10月31日には国・三県合同会議を開催しております。

11月15日には復旧・復興に関する政府要望を行いました。国・三県合同会議の構成員、共同提案の項目等、またそのときにいただきました各省庁のコメントにつきましては、10ページから13ページに記載してございます。政府要望の項目につきましては、14ページ、15ページに記載しているところでございます。なお、それぞれの関係資料といたしまして、資料の3-2に資料等を記載してございますので、またご覧いただきますようによろしく申し上げます。

続きまして、16ページから17ページでございますが、災害復旧・復興に関する補正予算等の措置の状況でございます。今議会では、ここに記載の4の11月定例県議会の補正予算についてご提案をさせていただいたところでございます。また、18ページから30ページにつきましては、復旧・復興計画策定チームの現時点におきます検討状況について記載をしております。検討の方向性を簡単でございますが説明をさせていただきたいと思えます。

まず、18ページ、1つ目の柱として、被災地域の迅速な立ち直り・回復について記載してございます。

まず、道路等の応急復旧、土砂ダム対策でございますが、この年末を目途に、道路、林道等の応急復旧や土砂災害対策などの取り組みを推進していきたいと考えてございます。

20ページ目は、避難者・被災者支援でございます。避難者や被災者の方に対するきめ細やかな支援などを推進してまいりたいと考えてございます。

22ページは、生業・産業支援でございます。中小企業等の事業再建と復旧に向けた支援などに取り組んでまいりたいと考えてございます。

23ページ目以降でございますが、2つ目の柱となります地域の再生・再興の項目でございます。

まず、災害に強いインフラづくりについてでございますが、紀伊半島アンカールートの整備や土砂災害への恒久対応などに取り組むとともに、災害に強い情報ネットワークづくり、それから24ページでございますが、災害の種別に応じた防災システムの構築を目指して取り組んでまいりたいと考えてございます。また、大規模、複合的な災害箇所の取り組み方針といたしまして、道路、河川、砂防、治山、通信基盤等が一体となった復旧・復興の実施をしてまいりたいと考えております。そのために、この対策等を総合化いたしまして、部局横断による進捗調整や対策を実施する方針で臨んでいるところでございます。

続きまして、25ページで、新しい集落づくりについて記載をしております。地元の方や被災した市町村ともよく話し合い、災害に強く、希望の持てる地域を目指しまして、安全・安心で住み心地がよく、地域のコミュニティーが維持されるような集落づくり、地元で働き口があって自立でき、交流が促進され、人が集まるような集落づくりを目指してまいりたいと考えております。

続きまして、26ページ、産業・雇用の創造でございます。林業、地域産業関連施策では、林業、農業等の雇用の場の創出や、地域特産物、加工品、土産物の開発、販売などに取り組んでいきたいと考えてございます。

続いて、27ページは観光関連施策の方向性でございます。観光客の減少、宿泊キャンセルなどの風評被害の防止を拡大するため、早期にさまざまな施策を官民連携により展開すること、通年型の周遊観光を目指すこと、世界遺産の復旧を進め、奥深い奈良の魅力を発信し、誰もが気軽に訪れることができる観光地づくりや誘客を進めること、また、新たな地域産業を掘り起こし、地域ごとにテーマ性のある観光事業を積極的に展開していくなどを目指しているところでございます。

続きまして、28ページの暮らしづくりでございます。これは、教育、医療、福祉など

の分野が多岐にわたってございます。また、へき地教育の充実や医療体制の確保、高齢者や障害者が健康で安心して暮らせる地域づくりを目指してまいります。

続きまして、29ページをお願いいたします。ここからは3つ目の柱でございます安全・安心への備えとなっております。

まず、監視・警戒・避難のシステムづくりでございます。監視・警戒・避難検討会を奈良県が設置、運営し、国、和歌山、三重県、有識者等の参画によりまして、新たなシステムの検討を進めてまいります。

続きまして、深層崩壊のメカニズムの解明と対策研究でございます。国、有識者が参加した研究体制を構築し、深層崩壊のメカニズムの解明と対策研究を推進してまいりたいと考えてございます。

30ページ、記録の整備、次世代への継承でございます。この災害の特殊性や事後の検証を踏まえまして、災害の記録を整備するとともに、記録の活用により、防災教育、啓発の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

以上で復旧・復興に関する取り組みの説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料4をお願いいたします。資料4につきましては、9月補正で対応いたしました南部振興監所管の奈良県南部地域緊急観光支援事業の進捗状況でございます。南部地域への観光客の減少や宿泊キャンセルなど風評被害の拡大を防止し、南部地域への誘客促進のために、旅行雑誌「じゃらん」の12月号でございますとか楽天トラベルなどインターネットを活用した観光情報の発信、またJR品川駅などのキャラバンキャンペーンなど観光プロモーション事業を実施をしているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中山観光局長 それでは、資料5をお願いします。奈良県南部地域緊急観光支援事業です。これについては、先ほどの資料4と表題が同じですが、南部振興監と連携しながら着々と進めております。本会議でも答弁を申し上げましたが、観光客の減少、宿泊キャンセルなど風評被害の拡大を防止するため、さまざまな施策を官民連携により早期に展開し、被災地域の迅速な立ち直り、回復を図るということで進めております。

5項目あるわけですが、まず、南部地域復興支援プレミアム宿泊旅行券の発行です。これは、観光客が減少した地域への誘客を図るためのプレミアム宿泊旅行券を発行しております。現金収入により早期の生業回復を行うということが大きなねらいです。5,000枚発行しまして、利用施設は184の旅館、ホテル、民宿です。別紙にリーフレットを、

宿泊の案内をしております。発売場所は、県庁ほか、東京の奈良まほろば館、道の駅等で販売しております、売れ行き好調で、現在3,800枚販売済みです。

2番目は、南部地域での会議等開催の支援です。これは、南部地域への誘客促進のため、20人以上の宿泊を伴う会議の開催に要する経費を補助するというものです。訪問者の口コミによる元気で安全な地域であるというPRを行うのを目的にしております。開催当たり50万円が上限で、今現在問い合わせが20件以上、交付決定済みも8件あります。

2枚目の3番目ですが、県内外での観光の大型ディスプレイによる元気メッセージの情報発信です。風評被害の拡大を防止するため、大型ディスプレイで情報発信しております。県内外の人々に観光が支障がないということの情報発信です。県内4カ所、県外2カ所です。

次に、4番ですが、観光見本市の開催にあわせて地域の元気をアピールしているというのですが、11月の16日、17日に橿原ロイヤルホテルで開催しまして、現地視察も天川村等、南部地域の方にも視察をしてもらってます。県外の参加者としましては、出版社、メディア、旅行会社、合計280人ということで、成功裏に開催しました。

5項目めですが、観光情報のホームページです。アーカイブスというものがあるわけですが、それによって南部地域のリアルタイムな観光情報やイベント情報、天気予報、交通アクセス、そういうようなものを情報提供しまして、誘客を促進しております。別添のリーフレットを発行するという、こういうものを広く配布するということでも、さらにポスターもつくって配布することで、南部地域の元気をアピールしております。

報告は以上です。

○中野委員長 それでは、ただいまの報告またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○荻田委員 私から2点ばかり質問させていただけたらと思います。

まず最初に、南部振興局にお尋ねをさせていただきたいと思います。

私もこの間、代表質問でも申し上げてまいりました。今、紀伊半島大水害復旧・復興に向けた取り組みについてご説明をいただいたところでございます。とりわけ10年を目途に復興を目指したい、そして地域が安全・安心のまちになれるように頑張っていきたいというお話でもございました。おおよそ1,000億円、あるいはプラスアルファを必要とするのであろうというご説明もいただいたところでございますが、10月13日に五條市、さらに大塔支所、さらには十津川村を視察させていただいたときにも、自由民主党改革と

してお見舞い並びに視察をした中で感じたことを申し上げます。

特に両市村につきましては、災害が発生してすぐから県として知事先頭に対応をしていただいたということ、それから、県職員が同じ庁舎の中に、2階ですかね、十津川村は、大塔支所もそういった形で対応していただいたことで、普通の村役場あるいは市の職員でありますとなかなか思うようにいかないことが、県職員の方々の参加によって、力強く、安心をしながら仕事ができ得たと申されていました。このことについては本当にいち早く対応していただいた。そういった災害に強い奈良県になっていただきたいという思いも私自身も感じましたし、そういった対応が今の災害を未然に防止をする、あるいはまた今の災害に復旧対応していくという中では、県庁力を発揮していただいていると感じています。それは県庁職員、もちろん警察本部の本部長中心に頑張っていただいているから、あるいは消防、さらには自衛隊等によって今日までの復旧が順調に進んでいるのではないかと感じています。

そこで、一番感じたのは、何といても山林崩壊でございましたし、その未曾有の豪雨によって排出されるダム、奈良県には、特に南部では11のダムがございます。その中でも治水ダムとして対応できているのかなという思いがあったのですが、それとは全く逆でございまして、利水を目的としたダムでございました。電源開発のダム、奈良県に一つ二つというところで、ほとんどが電源開発を中心とする発電用のものでございました。しかしながら、あれだけの未曾有の豪雨によった中で、なぜその水位をどんと下げることができなかつたのかという思いが今も、13日に行ったその姿を見ながら感じているわけですが、何基か治水ダムにすることができないのかどうか。その辺は今後、県として、こういった南部の大きな災害対応にとって、水害を防止をしていく意味においては、治水を目的としたダムに変更することができないのか。この辺は、ダムの管理者であります国、あるいは電源開発公団との協議も必要でございますけれども、県として、利水専用のダムが、そのときに治水ダムであつたらどうなっていたのかということもご意見を聞かせてください。

それから、今、田中地域振興部長からお話がございました。奈良県の県域水道ビジョン、これを頑張っていこうということでございます。まことに結構なことだと思います。

ところで大滝ダムが、私が県議会に初当選してきたときには、総事業費2,200億円ぐらいだったと思うのです。今、3,400オーダーぐらいになってると思いますが、非常に状況が、後年度負担、かなり高くついている。その内容を見ても、ここも利水

と治水を目的とする。利水については、紀の川、和歌山県、奈良県の水道水として供給をしていくんだ。それから治水目的も一つ考えておられる多目的なダムでもありますが、今、奈良県は、人口動態が非常に変わってきているのではないか。人口動態によって給水人口がどのように変化を今後10年の中でしていくんだろうと実際に心配しています。

現実的に例を挙げていきますと、奈良市では、給水人口は40万人都市として発展するというので、平成14年に基本計画を立てて、水需要に対応してきたところですが。しかしながら、今、人口が36万人。都祁村、月ヶ瀬村と合併しても、だんだんと人口動態が激変をしてきている。だからこそ県営の室生ダム系の流域水系の県水を奈良市が受水をしていますけれども、奈良市としては、本来はもう布目、木津川暫定取水だけで賄えるというようなことだそうです。

奈良市でもそういったことをごさいますし、今、奈良県営水道の供給というのはいろんな市町村に送水をしていただいています。こういった、今の担当の課長として、今申し上げたことについて、これからの県域水道ビジョンとして、人口動態によってどのように変化していくのか、このことをまずお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、足腰の強い市町村にしていこうということで、県としては昨年も、知事さんが言うようにお金が、決算上、余剰金できたということで、何ぼでしたかね、19市町村かな、何千万ずつ配付を……。

(「1億」と呼ぶ者あり)

いや、もっともっと。10何億やったね。

(「11億」と呼ぶ者あり)

11億円。11億円余りをそういった形で、脆弱な市町村に対して知事として英断をもって実行していただいた。これは非常にありがたいと思います。しかし、市町村合併というものは今どのように変化をしているのか。県としてはどう対応していこうとしておられるのか。脆弱な市町村を随時合併をさせて、そして少しでも自主自立をするような形でそういった政策を県として市町村に提言をし、そしてまた指導されているのか、その辺のところをお聞かせをいただきたいと思います。

○畑中南部振興監 今、荻田委員から、特に南部の熊野川に関するダムの状況を踏まえられまして、この対策が急務でないかというお話がございました。たしか今回の代表質問の答弁にも知事からお答えをしてございますけれども、紀伊半島大水害で、利水ダムの洪水対策のあり方でございますとか各ダムの操作連携の検討を求めると、非常に奈良県でもそ

ういう大きな声が上がってございますし、特に下流の三重県、和歌山県から多くの声が上がっていると聞いてございます。

これを受けまして、3県共同の提案の中でも議論をさせていただいたことがございますし、また、県からも単独の要望の中で、国、3県が一体となりました熊野川の共同管理をしていってはどうかという提案をしているところでございます。現在でも電源開発でございいますとか、また猿谷ダムを管理しています国土交通省で、それぞれのダムの操作の弾力的な運用について検討され、また議論をされていると聞いておるところでございますけれども、洪水に対する利水ダムの調整機能について、今後どのようにしていくのかということにつきまして、まず、国を含めた3県の河川管理の体制の中で共同管理ができるような形にしていけないのかが1点でございます。

それから、ダムの管理者が関西電力、それから電源開発、また先ほど言いました国土交通省と3つにまたがってございますので、これらのダム管理者の協力も得ながら、洪水を調整するためのあり方について議論を深めていくことか必要だと考えてございます。そのために共同のテーブル等を設けまして、この洪水調整の機能等について今後取り組んでいきたいと考えているところであります。以上でございます。

○清水地域政策課長 今、荻田委員からお尋ねいただきました件につきまして、流域水道ビジョンの位置づけの中でございますけれども、流域水道ビジョンにおきましては、基本的な事項としまして、人口減少社会が到来している中で、水需要につきましてもやはり若干の減少傾向にあるということを基本にしてビジョンを考えております。

その中で、大滝ダムがこれから試験湛水が始まるわけでございますけれども、試験湛水を経まして平成25年から供用開始ということになります。この中で、大滝ダムの供用開始は長年待たれているところでございまして、これは奈良県におきましては過去から、異常渇水の年が平成10年以降におきましても4回程度というようなこともございます。こうした中で、大滝ダムの供用開始によりまして水が供給されることは、流域水道ビジョンの中で、奈良県で安定して水道用水を供給するという意味では非常に重要なことと考えております。以上でございます。

○高野市町村振興課長 市町村への支援ということでご質問いただきました。

委員お述べの市町村合併につきまして、平成の大合併ということで、国を挙げての市町村合併の推進が行われてきておりましたけれども、奈良県におきましては全国的に見ますとそれほど進まなかったという状況にございます。

それで、国におきましても、平成21年6月16日、第29次の地方制度調査会の答申がございまして、ここで現行の合併特例法の期限である平成22年3月末で一旦市町村の推進は一区切りとするという答申がされました。

こういった世の中の動きにあわせまして、奈良県におきましては市町村合併があまり進みませんでしたので、それとは別に事業ごとに市町村同士が資源を活用して連携できないかということを目指しまして、その連携方法というのを探ってまいりました。その中で、奈良モデルということで昨年策定をさせていただきまして、それを具体的に進める方向で検討をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○荻田委員 まず、市町村合併にかかわって、今国会か次か、通常国会かわからないけれども、市町村にかかわる何か法案、延長するとか、何かそういったことも、わかっていたら後で教えてください。

それと同様に、今、消防にしても、さらには清掃にしても、広域行政でいろんな連携をとりながら、一部事務組合という形でおやりをいただいている。市町村合併が進まなかったからそういった奈良モデルといういろんな広域行政化という中で、何がいいのかということ、奈良県の市長会でも知事に対していろいろお話もされておられるように聞いています。それらも市だけと違って、町村も含めて、どういう形にすればある一定の集合体、基礎自治体というものが1つでも2つでも組み合わせができるのかということも含めて、協議をしていくことが必要ではないのかと思うところでございます。その辺についてはこれからの課題として、今、申し上げたように、奈良県の市長会でどのような話が出ているのか、おわかりでしたらまたおっしゃっていただきたいと思います。

それから、ダムの利用目的、利活用ですけれども、とりわけ利水目的であっても、あれだけの洪水が発生をしておりますと、人命第一というものが一番先であったのではないかと理解しています。そんな中で、利水を目的とするダムだからなかなか水を抜くことができ得ない。これでは本当に県民の命を守るという必要性から見ても、何のためにダムつくってきたんだろうと思うのです。よく考えてみますと、奥田県政はダムと下水道を一生懸命おやりをいただいた。そのために奈良県の基幹道路整備が非常に遅くなったとも言われています。真に命を守るダムをつくっていただいていたらこんなことはなかったのだろうという思いはございます。しかし、せんないことでございますので、これから先ほど答弁にありましたように、3県において、国を入れて協議をする中で、利水目的のダム

であってもある程度の洪水調整は必ずやらなくてはならないという条例化、あるいは3県の協議事項として、それぞれのダムの管理者に強く要請をしたいと思うのですが、その決意のほどを聞かせていただけたらと思います。

それから、特に県営水道もそうなのですが、こういったビジョンを策定していただいて、いろいろとこれからおやりになるだろうと思いますけれども、人口動態の変化というものは、これからの10年を見据えて、どうなっていくんだろうかということを計画的に整備をしてやらなければ、県営水道の会計がもたないと思います。現に今申し上げていますように、奈良市はもう県営水道は要りませんと。先ほど安価な値段で供給をするということでしたけれども、県営水道は高いようです。田中地域振興部長、県営水道、高いようですよ。だからそんなことで、奈良市としてはもう要りませんというお話でしたから、つけ加えて申し上げておきたいと思います。水道会計がもたないようなことにならないように、ぜひお願いしたい。

それから、その他でもう1件だけ済みません。これから新年度に入って、恐らく人事異動ということになるだろうと思います。人事課はもう今からいろんな作業をしておいでのなると思いますが、奈良県から各市町村、あるいは国や大阪府を含めて、県の職員、2年から3年という期限を切って出向をしていただいているということに聞いております。その中で、出向させたからといって、その職員さんと奈良県の人事課は、1年間の中で何回ぐらいコンタクトをとって、今の仕事の内容はどうだ、そして悩みはないのか、こんなことをお聞きしていただいているのか、教えてください。

○高野市町村振興課長 合併の関係の法案のお話がありましたけれども、今、法案として成立しましたが、合併をしたときに、合併特例債という有利な起債が行えることになっておりますが、それは震災の関係で事業がおくれてしまうということがあってはならないということで、5年間延長する法案が通っております。今、さらにそれを政府提案として5年と、それから震災に被害を受けていなかった地域においても5年間延ばすというような、要は被災地は10年、それ以外は5年ということで、重ねて法案が提出されておると、これはまだ可決されておりませんが、そういう法案がさらに出されているという状況かと思っております。

それから、広域行政の話ですけれども、一部事務組合や、それから広域連合といったことで、そういう仕組みがありまして、組織をつくってやるということも当然あると思います。それが最終的に組織を完全に一体的にするというのが市町村合併だと思いますけれど

も、現段階で奈良モデルということで、具体的な事業の連携を探っていくことは、まずは県と市町村が一丸となってやるということが大事かと思っております、それで、土壌が醸成されてきた折には、先ほど委員がおっしゃったような一部事務組合だとか合併につながっていくことはあってもいいのかなと考えております。以上でございます。

○田中地域振興部長 ダムの関係と、それから、今、市町村振興課長の答弁の補足を先にさせていただきます。

従来、県知事と市町村長が一堂に会して具体的な協議をする場は余りありませんでした。昨年からは県知事と市町村長サミットという場で直にいろんなテーマを議論していただいて、そして個別に連携が必要なものは、またテーマ別にブロックのような会議をして、そこにも知事が直接参加をして、いろんなテーマについて連携ができるものであるのかどうかということを、市町村間の連携の場合は県から支援、そして県と市町村と一緒に連携できるようなものは県も一緒になって考えると。ですから、市町村も同じように、県も一つの行政体だというようなイメージで、連携をし合えるようなことはしようということで、市町村長サミットでいろんなことを議論を続けております。それでまた新たに連携のテーマとかが出てきた場合は、その関係市町村でブロックをつくるということも進めております。

それから、大滝ダムと、それから水道料金の関係ですけれども、確かに奈良市は40万人都市を目指して水の需給の計画を立てておりますので、今現在、奈良市域で布目ダムで、水が十分に足りるというような意見はあることはお伺いしております。

ただし、当然施設というのは老朽化してまいります。ですから、市のように大きな行政体であればいいのですけれども、非常に脆弱な町村であれば簡易水道とか、さらに簡易水道もできないようなところは沢水を取り込んだ水需給施設とか、そういうようなものに頼っている場合があります。そして、今回、十津川とか十津川筋の未曾有の災害で、例えば水需給施設が濁ってしまって飲めないとか、そして簡易な水道施設も河床が7メートル上がって、もうそのポンプ自体が使えないとかいうようなものもあります。ですから、そういうことは未曾有のことなのですが、ただ、そういう施設というのは当然老朽化してきます。そこには改修とかの投資が要ります。そうしたら例えば県営水道の水需給施設の中に市の水道の水需給施設、人口もございますが、どちらも同じように改修していくと、当然二重投資になります。ですから、そういうことを避けるために、例えば県と市町村、もしくは市町村、町村間というような垂直、水平の連携をしながら、そういう水の将来の需給に向かって計画を立てていこう。そしてそれは今年度で県域水道ビジョンを策定する予定

だったのですが、知事からの指示もありまして、この12月に策定をしました。そしてそれで、残り3カ月、それをより実施計画に近いようなものまで進めたいと思ひまして、各関係の市町村長と、私どもが出向いて、協議を始めております。以上でございます。

○畑中南部振興監 熊野川の利水ダムの関係でございます。

今回の紀伊半島大水害でございますけれども、過去に例のないほどの大雨が降ったということで、特に上北山村では5日間で2,400ミリ降ってございます。十津川村でも1,358ミリと、非常に大変な大雨が降ったわけでございますので、その雨が今回の被害を起こしているということを踏まえまして、今まで以上に河川の管理については大変な大きな問題であると認識をしております。先ほど言いました利水ダムの今後の管理についての国に対する要望も踏まえまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○田中地域振興部長 1点お答えしておりませんでした。

さきに梶川県議会議員から県営水道の料金をできるだけ下げられないかというご質問がございまして、もう既に料金を下げる方向で水道局と検討を進めております。以上です。

○中総務部次長人事課長事務取扱 今、荻田委員から、県及び県下の市町村、また国の方へ職員が派遣なり出向しておるが、その職員に対するフォローはどうしているのかというご質問をいただきました。今現在、本県では、22名の職員を国、市町村等へ派遣をいたしております。人事課としてどうかというご質問でございますが、私どもとしては、例えば国へ行っている職員でございましたら、上京する機会に当該職員に直接会いながら、いろんな意見、悩み事があれば、そういった意見も聴取をしております。また、地域振興部でも県下の市町村に派遣をされておる職員については、それぞれの今の状況はどうかということを面談をしていただいたり、各首長等から様子を聞くなどして、市町村の派遣職員に対する状況の把握に努めておるところでございます。

それと、人事異動に際してはということでございますが、本人の思いといったものは毎年、それぞれ派遣しております職員に対しましても自己申告書の提出を求めています。その中で、例えば悩み事等がございましたら記載をしていただくということを周知をしておるところでございます。そういった内容等も十分踏まえまして、必要な場合には必要なサポートをするように取り組んでおるところでございます。以上でございます。

○荻田委員 今、お聞きいたしましたけれども、何でこんな話をするかといいますと、平成16年度に奈良市がどうしても獣医が要るということで、奈良市の保健所へお越しをい

ただいて……。これ、何年出向と決まっていなかったのか。平成16年度から平成21年度までおいでをいただいたと。その保健所長にもこの間お話聞いていたのですが、たまたまこの方が立派な方だし、引き続いて奈良市へ奉職してくれませんかということで、平成21年4月に奈良県を退職されて、奈良市の職員となって今日までおいでになったと。そういうお方ございまして、非常に県の職員としても立派でございましたし、奈良市の担当課長としても一生懸命おやりをいただいていた。

しかしながら、10月24日でございますか、焼身自殺をされたということをお聞きをいたしました。正に慚愧に堪えないところでございますし、そういった中で、過去の、3年を一つの期間として出向させておいでいただいているのか、あるいは2年であるのか、そういったことも決めることが必要ではないのかなど。家族の方についても、今はご主人のご冥福をお祈りしながらも、四十九日を今過ぎたでしょうか、そんなところでございまして、まだ心穏やかではございません。あのときに3年で戻していただいていたら、あるいは2年で戻っていたらという思いもまたいずれ出てくるだろうと思います。いずれにしても、この焼身自殺で、よく言われる言葉の中に、死の抗議であるとか、いろんなことが言われています。ご本人はどういう思いで命を落としたのか、このことについてはよく判断はできませんが、職場での仕事上のことが非常に大変だったようにもお聞きをしています。だけど一切上司には屈託なく、明るい性格でございまして、自分でもって行かれる方だっただけに、保健所の所長、これも県職員であった方ですけれども、奈良市に行かれて、そんな形になりました。

いずれにしても、二度とあってはならないわけでございますので、この際に、2年なら2年、そういう市町村の方が5年や、あるいは4年だということであっても、本人の希望ももちろんですけれども、これからの職員の出向に向けての配慮は心すべきものがあるのではないかと、このように申しておきたいと思えます。

それから、言うまでもなく、南部の振興についてはより一層、正月なしに頑張っていただけのだろうと、大変だなという思いとともに、いつも心は南へ南へ、南部地域に向けていただいて、県の職員一丸となって復旧・復興にお努め賜りますよう、心からお願いを申し上げたいと思えますし、それからもう1点、警察本部の方は、これから年末年始でございます。雑踏警備、それぞれ安全にして、安心な生活を送っていくことができるように、警備あるいは警護、大変だろうと思えますし、そういった越年、無事に皆さんが幸せなお年を迎えられるように、より一層一丸となって頑張ってくださいますようお願いを申し上

げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○森川委員 2点質問させていただきたいのですけれども、先般、一般質問の中で、相談ならダイヤルに寄せられた件で質問がございました。中身については、質問者のご意見はよくわかるのですけれども、この相談ダイヤルの内容について、県でのその取り扱いというのですか、相談された内容の取り扱いについて、今現在どのようにされているのか。相談されている方の名前は公表はされておられないということなののですけれども、相談されている人のお気持ち、また、この相談された内容がこの場で質問されるということは問題があるようにも思うのですけれども、その辺の取り扱い、また今後、こういう内部機密と言うべき部分をどのように考えておられるのか、まず1点お聞きさせていただきたいと思います。

それと、観光について、平城遷都1300年事業の一環として、記紀・万葉プロジェクトは長期的な事業であります。この長期的な事業の中で、来年どのようなことをされるのか。また、今後数年間のタイムスケジュール、こういう長期的な事業になれば、一つのプロセスを持って、どのような形でやっていくかというのは、まず一定必要だと思います。

また、代表質問で質問もさせていただきましたけれども、自転車道の取り扱い、これは土木部まちづくり推進局が取り扱っておられますけれども、観光局として、自転車道、京都の嵐山から飛鳥まで、広報で出された。そういう中で、観光局として、この自転車道を利用して、奈良県全体の観光の足がかりとしてされる考えがあるのかないのかお聞きしたい。

観光の部分で、平城遷都1300年事業の実績は、奈良県にどれだけの効果があったのか。また、報告はしていただけてますけれども、奈良県全体での事業収益を再度お聞きしたいのと、それと記紀・万葉についての収支見込みはどれだけを持たれているのかを教えてくださいたいと思います。

○塩見広報広聴課長 相談ならダイヤルにつきましての先日の一般質問の人権に関する相談について、県の取扱いについてどうだということと、それから、相談内容が一般に公表されることが問題ではないのかという2点の委員のご質問でございます。

まず、相談ならダイヤルでございますが、県民の皆様が気軽に相談できる窓口としまして、平成22年8月23日に設置をしまして、以後、1年間に約2,300件程度の相談を受けております。相談を受ける方法といたしましては、ファクス、メール、電話等を受けておりまして、その相談内容につきましても非常に多岐にわたる場合も多く、県庁内で

も複数の課にまたがることもありますので、職員間で広く情報を共有いたしまして、県政の課題を整理するために、庁内ホームページにアップしているところでございます。

庁内ホームページへの掲載に当たりましては、名前とか住所とか、そういう個人が特定できる識別情報というのを除いて掲載しておりまして、今回の件につきましても、個人が識別できる情報を除き掲載し、公表しても支障がない形で共有化しておりまして、個人情報情報の漏えいという点では、特に漏えいに当たらないと考えております。

ただ、委員ご指摘のとおり、相談に関する情報共有と情報管理のあり方というのは非常に重要な課題と考えておりますので、今回の案件も踏まえまして、今後も適正に情報の共有管理を行っていききたいと思います。以上でございます。

○中山観光局長 今、観光について、数点のご質問がありました。

その中で、まず、平城遷都1300年祭の成果がどういうものであったかということですが、平城遷都1300年祭は、100億円を投資しまして、集客実績が2,140万人、平城官跡が363万人、県内各地が177万人、経済波及効果、これが県内では970億円、およそ1,000億円です。投資の10倍です。地方博としては極めて大きな効果だったということです。近畿圏では1,460億円、全国では3,210億円という効果です。それで、平城遷都1300年祭というのは、地方博としましては初めての国の閣議了解を得た事業として、平城遷都1300年を祝い、感謝するお祭りという、そういうことで1年間実施したと、1,500件のイベントを集中的に実施したイベントの集合体であったということです。

その中の成果、今、金銭的な成果も言いましたが、県民のみずからの成果といいましたら、イベント力とか、それとか地域でいろんなことを広域連携でしましたので、人材力、それに情報発信力、そういうものを官民が共有したという大きな成果があります。そういう成果を発展、継承させていきたいという思いで、今、経験を生かして次の展開、県には大きな観光の課題がたくさんありますので、さまざまな観光事業を進めていきたいと。

そういう中で、記紀・万葉プロジェクトといいますのは、来年が古事記完成1300年、編さんもされた地であると、日本書紀が8年後ですが、2020年が1300年という、そういうことになっておりますので、9年間のプロジェクトといいますか、今度は計画の集合体です。イベントの集合体ではなくて。さまざまな計画が県庁内にあります。先ほどの自転車道のこともそうですが、いろんな計画の集合体。それはどういうことかいいましたら、いろんな観光の課題、北部通過型観光とか、宿泊が少ないとか、そういう課題を解

決していきたい、記紀・万葉をちょうどチャンスとして、奈良県で編さんされ、完成されましたので、そういうことで取り組んでいきたいと考えております。

この8年間ということですので、今、さまざまな観光施策、県庁各部で取り組んでおりますが、それを毎年検証しながらやっていきますので、記紀・万葉プロジェクトの収支というのはつくっておりません。要は計画の集合体ですので、具体的にそれを形でということになれば、例えば日帰り観光1日4,000円が宿泊になれば3万円ほどになるということで、大きく観光による経済波及効果があらわれてくると思います。そういう観点では検証していく必要があるのかと思います。

先ほどの自転車道ですが、奈良県先ほどの課題、問題に共通するわけですが、やはり魅力的なスポットが県内各地に点在している。特に中南和地域にはたくさん点在しております。そういうことで自転車というのは、今後、県の周遊観光を実現するには大いに期待できるのかなと。今、京都の嵐山から飛鳥ということですが、そういうものができましたので、それを起点にさらに枝葉のようにコースを、新たなゴールデンルートのようなものをつくって進めていきたいと考えております。

それとあわせて、歴史的な資産だけではなくて、ミシュラン・レッド、先日も25点星がつけましたが、そういう奈良の新たな魅力も、付加価値を高めて、高品質の観光振興を図っていきたいと考えております。以上です。

○森川委員 どうもありがとうございます。

観光については本当に、まずいろんな素材があります。できましたら、1カ所だけでなく、今おっしゃったように奈良県の全体像を把握していただいて、波及できるような形で取り組んでいただきたいと思いますし、私が質問でパークアンドライドですか、駐車場を今また奈良県の方で再開されると、引き続きやられるということで、そういう事業にしても、観光と結びつけられるような、また馬見丘陵公園にも駐車場がございます。そういうところも一つそういう拠点として考えていただいて、車、電車、そういうところでまた取り組んでもらえるような方法も、また今後地元として考えていただきたいと思います。

もう1点の相談ダイヤルの件、この相談ダイヤル、庁内で共有した一つの勉強材料ということで、庁内の中での閲覧はできるけれども、ほかには発信されてない。相談されている方というのは本当に苦しんでいる部分もあると。一般質問の内容だけではなしに、ほかの内容も全部見られとるとということで、相談されている方の相談内容が県庁の外に出てひとり歩きするようなことはあってはいけないのではないかと思います。個人情報の管理だ

けではなしに、県庁内では守秘義務も課せられる。そのような重要な案件である。ただ単にこれを庁舎内で勉強材料として使われるのはいいとしても、反対にそれだけしっかりと情報管理をされて、一般の方、議員、議会事務局も見られないです。それは県庁の職員であるがために見られるだけであって、職務上に携わって、今後さまざまな問題が出てきた場合に、情報管理にしっかりと対応していただいて、相談を受けたことは庁舎内でしっかりと管理をしていただくということをお願いしたいと思います。個人情報の観点でいえば、個人情報で得た部分、名前は出なくても中身について、テレビを見ておられる相談者は、これは私が質問した内容ではないかと思われるときがあります。内容のよし悪しは別として、今後、県で得られた情報、相談は厳重に管理されるべきだと思いますので、今後の対応、もし考えておられるのであれば教えていただきたいと思います。

○杉田総務部長 今回の問題につきましてご指摘いただきましたけれども、今回相談について共有化を図ろうとしたのは、縦割りを排除して行政サービスをよくしようという観点です。ただ、一方で、2つ目の観点で、相談自体がプライバシー情報が非常に含まれておりますので、個人情報の保護といった観点の検討も必要です。また、3つ目の観点としまして、それを得た情報を職員がどう扱うかというコンプライアンスの観点、この3つが相互にこの事例につきましては、絡み合っている問題です。ですので、今回は広報広聴課だけの問題ではなくて、個人情報を扱う部局、そして情報を管理する部局、コンプライアンスを所掌する部局、それぞれがしっかり検討しまして、できるだけ適切な方法を検討してまいりたいと思います。

○森川委員 相談ダイヤルのシステムは大変評価していますし、本当に相談者の方が相談されて、今まで担当部署を探して、それでたらい回しみたいな形で、最後に行き着けなかったという話を踏まえて、県の方でこういうダイヤルをつくられたと。ここは一つの案内所、ここで相談されるのではなしに、その部門に持っていかれるということで、この相談ダイヤルでされていることは大変評価します。県民の相談窓口として、また今後とも頑張ってくださいたいし、その後の情報をしっかりと管理していただけるように、改めてお願い申し上げます、終わります。

○新谷委員 発言しないでおこうと思ってたのですが、5分ほどで要望、意見を申し上げておきたいと思います。

まず、森川委員が今おっしゃったように、自転車道です。私、奈良県サイクリング協会の会長を仰せつかっています。もう10年、20年になるのですが、先般の平城遷都13

00年祭でも全国大会を開かせてもらったりして、大極殿の前で2回ほどやらせてもらったのですが、やっぱり観光開発にこれから力を入れるというのは大変大事だと。ポスト平城遷都1300年祭は何かといったら観光振興だと、知事もおっしゃっていますので、今、森川委員がおっしゃったように、いわゆる先ほどお話があった災害復旧ではございませんが、部局横断的にいろいろ総合的に考えていただいて、奈良県の元気づくりに、僕らのスタッフもしっかりしてやってくれますので、できるだけ使ってください。

それから、9月の代表質問で何点か申し上げた中で、大変よかったと思っていますのは、一つは代官山、なじみがあって、売ることもしんどいのやないかと、残しといてくれと、こういう意味もあったんですが、提案された以上、高く売ってくれと、こういう話をさせてもらった。45億円で落札されたみたいです。そういう意味ではよかったと思う。心配してたのですが、頑張っていたいたと、あとのお金は有効利用してください。

それからもう1点、リニア中央新幹線、これも何回も何回も、恐らく5~6回、本会議で取り上げているのですが、その中の問題点、何点かあったのですが、先般、知事並びに知事部局の皆さん方のいろんな努力によって、中間駅、特に奈良駅が設置された場合、これはJR東海が100%持つと表明が先般ありました。大変喜ばしいことでして、その努力を了としたいと思います。

ある会合があって、京都の野中さんという政治家がいるのですが、春日大社で青年団OB会の会合を持ちました。ご年配ですのになかなか元気で、1時間の予定だったのですが、2時間ぐらい、松尾議員もお越しいただきました。その中で、奈良で絶対駅はつくれないよという発言をされました。県議会議員も数人、三名四名おられたのですが、あえて反論もしなかったのですけれども、どうぞ、今心配していたような状況で、地上駅にするという知事の発言もあったりして、社長も先般、一昨日ぐらいに地上駅でいこうではないかというようなニュアンスの発言をされていますので、そんなことも含めると、地上駅がいいのか地下駅がいいのかは別にして、地元の負担が少なくなってきましたから、ぜひとも駅を将来のためにつくってほしいと、つくらなきゃならないと、こう思っています。

どうぞルートについても、あるいは期間についても、名古屋まで1回とりあえずやってみるというのではなくし、これはもうきちっと東京-大阪間を決定する。そして奈良県には総合駅にする。JR並びに近鉄線等々に交わったところと。知事、先般の本会議でもその答弁されていますので、どうぞそうした方針で、我々も至らないなりに懸命の努力をいたしますので、皆さん方にも特にお願いを申し上げておきたいと思います。

それから、県庁舎系施設中部地域再配置構想というのを先般、私も仄聞はしてはいたのですが、気になることは、現場で仕事をしなければならない、例えば保健所並びに土木事務所。宇陀土木というのは、宇陀土木事務所の奥にかなり範囲が広うございますし、地域の願いというのは、事業量はかなり減っていることは予算を見たらわかるのですが、しかし、現場でその事務所があるのとなないと、地域の力というものが、活性化ということにも大きく影響すると思いますので、差し支えなければ、これは私の考えを申し上げておきたいのですが、桜井市へ持っていくということですから、保健所なり、農林振興事務所ですか、高原農業振興センターの方へということですから、そういうような施設を一緒にしてでもこの地域に県の施設が立地することそのものが、基本的な考え方にありますように南部振興等にもつながると思いますので、皆さん方の答えを求めませんが、参考意見として聞いておいてほしい。平成27年に施行するということですので、よろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げて、質問にかえます。ありがとうございました。

○中野委員長 貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにございませんか。

○中村委員 まず、県庁舎の再配置について、非常に結構なのですけれども、再配置をしますと、まず人員が浮いてくる。特に管理職、所長とか次長クラスとか、あるいは課長クラスが重複したりして浮いてきて、その人員が減るということで、その方々をどこへ配置するのかと。しかしながら、現実の末端の事務はなかなか減らないと思うのですけれども、現在やっている桜井土木事務所、保健所、県税事務所等々を含めて、再配置した場合にどれぐらいの人員で県はスリム化をしようとしているのか、そしてまた、今回の災害等で平常の土木事務所の業務が滞っておるわけです。技術者は全部吉野の方に派遣されたり、そちらにかかって、平常の土木業務がおくれがちになっているのです。そういう側面があるわけで、出張所の問題も含めて、現実に現行の職員と、これが再配置になってどれぐらいスリム化になって、その人員を、今申し上げました管理職はダブついてくるわけけれども、現実には一般の事務員は減らないわけで、そこら辺をどのように考えておられるのか、これが1点目です。

それと2点目は、先ほども行政改革の件で申し上げたわけなのですけれども、耳成高校跡への配置の問題ですけれども、南部振興課がたしか耳成高校跡に来るように聞いているのですけれども、ここには全然書いていないのです。ということは、来ないのかなと。当然そ

れ来るとしたら、県庁全体の中で大きな問題なのです。そしたらここへ当然書いて、一緒にこの場で報告すべきではないかと思うのです。私の記憶では来るように、また、耳成高校跡に来た方が非常に南部に近くてできると思うのです。

だから来るという前提でもう1点言いますと、事務処理の話なのですが、行政改革にもかかわる話で、現在の県の執行体制というのは、本部で事務決裁やっているわけです。それで、保健所とか県税事務所とかの事務決裁は現地でやって、それが通っているわけです。そうすると、南部振興課が耳成高校跡にもし来るとするならば、本局が全部耳成高校に来て、その事務決裁はどうするのかということなのです。県税事務所や保健所と同じ扱いにするのか、一々本課に持って帰って、本課でまた決裁を受けるとなったら二重構造になります。そういうことが一体どうなるのかということが2点目です。

3点目は、中山観光局長ですけれども、今も記紀・万葉プロジェクトの話で、奈良県で編さんされたと、それでこれを長期的観光プロジェクトにしたいというわけなのですけれども、まずこれ、記紀・万葉の何をテーマに何を売りにしてアピールをしていくのかと。万葉集といえば、明日香村に100億円の金を投下して、万葉文化館があるわけです。そうしたらこれとの連携は一体どうなるのか。それともう一つは、県の目玉である耳成高校跡地に観光案内所ができるわけです。これと記紀・万葉とのかかわりはどうしていくのかと。

そこで、今、360平方メートルほどの敷地とお聞きをしております。もうかなり発表されて時間がたつわけですが、一向に観光案内所の具体的な内容が出てこないわけです。この間、関係市町村と相談をして、よりよいものにしていきたいという答弁でしたが、その360平方メートルはどういう内容で、どういうブースをつくる、何をつくるんだと、こういうことがもうそろそろ具体的に発表されてもいいのではないかと思うのです。

そこで、いつも申し上げておるように、大和三山と二上山を見る絶好の地の橿原観光案内所、ここには今言う古事記、万葉集、記紀・万葉のこれらを県民がここへ来ればわかるような、そういうコーナーも必要でしょう。さらに必要なのは、日本人の心のふるさと、卑弥呼です。卑弥呼の大型建物のレプリカなんかも見られるコーナー、そして奈良県内で各地で発掘されている埋蔵文化財の代表的なものを見るコーナー、具体的にどういうコーナーを設けて何をアピールするのか、そして奈良県にある神社仏閣もアピールをするコーナーを設けるとか、それが何もわかってないわけです。だから今日現在、どういう形で観光案内所を実のあるものにして訴えていくのかと。そこには当然、記紀・万葉のプロジェ

クトもその中に組み込むと。そうすると、万葉文化館とどういうふうに連携、それだけでなくもちよっと入場者は減っているように聞いているのです。それらを連携して、リピーターを含めて奈良県に観光客を呼び込む、その中核の施設が耳成高校跡地に今予定している観光案内所だと思うのです。そういうことも含めて、見通しを少しお願いします。

○中総務部次長人事課長事務取扱 今、中村委員から、いわゆる中南和の施設の再配置に伴って、ある程度人員が減るのではないかと、そういったものについての配置をどう考えていくのかというご質問をいただきました。

もともと県におきましては行政改革を推進するという事で、かなり人員もスリム化をいたしております。そういった中で、人員を効率的に活用していくというような観点からも、老朽化した施設の整理とあわせまして、人員を配置をするという目的も含めて考えておるところでございます。例えばこれが統合したことによってどれだけの人員が生み出されるのかということについては、その時々業務量等を見ながらある程度整理を今後していく必要はあると思っておりますが、現実的には現状を維持するためにスリム化を図っておりますので、その一環でもあるということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、南部振興課、本庁の課がそちらの方へ移ることによって、例えば事務の二重構造化の弊害が出るのではないかとご質問をいただいております。本庁の課である、例えば南部振興課が耳成高校跡地に移転した場合には、おっしゃるように会計処理をはじめ、県庁内のいろんな決裁とか調整、また各会議の出席に際しては、時間的な問題が生じるという課題はあるということは認識をいたしております。こういった課題に対しましても、庁舎間におけるスムーズな連絡とか調整を図るために、例えば一つの例でございますが、パソコンを活用した双方向会議のシステムを活用するとか、会計システムの弾力的な運用を図る等、決裁の集約化等によって、一部分的には解消が可能になるのではないかと考えております。今後、実際の配置に向けましては、他府県の状況等も参考にさせていただきながら、業務に支障を来さないよう十分検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○畑中南部振興監 今回の県庁舎の中部地域の再配置構想に基づきまして、今、南部振興課はどう考えているのだという委員のお話でございました。

この構想は現在進められておりますので、地域的に当然、中南和の地域が南部振興課の所管になりますので、より近いところに拠点を移すということについては大変効果的であるだろうと考えておるところでございます。そのため、この再配置構想に伴うところで耳

成高校への南部振興課の移転についても検討を進めていきたいと考えてございます。

なお、南部振興の仕事に関しましては、決して地元調整の仕事だけでございませんので、いろんな地元ニーズを受けた上で、県庁の中の各部局との調整の仕事というのは非常に重要な仕事の部分を占めますので、もし仮に耳成高校跡に移転しても、県庁舎の中に一部の事務所機能を残しておく必要があると考えておるところです。

なお、耳成高校跡へ行った場合に、本庁の事務が重複化するのではないかという委員のご質問に関しまして、今、中総務部次長から話がございましたように、よく関係部局等と、特に会計部局等を含めまして、検討を進めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中山観光局長 桜井市を中心とする中南和地域の観光という観点でご質問あったということですが、中南和地域の観光資源というのはたくさんありまして、それが日本の源流とも言える、歴史文化の源流とも言える観光素材が原石のようにあると考えています。

そういう中で、今予定しています耳成の観光案内所は、その原石をそれぞれ見に行ってくださいと、車で来られる方が結構多いが、先ほどの自転車もあれば、いろいろあると思いますが、それをうまく案内していかなければならないと。そういう案内の手法になるわけですが、耳成の観光案内所の基本は対面式で、観光コンシェルジュという方がその日のイベントとかその地域の魅力とか、現地に行ってくださいような動機づけになるような観光案内というのが一番重要かと思えます。先ほどのご質問の中で万葉文化館もありますので、万葉文化館も万葉集を視点に、万葉日本画を中心に展示もしていますが、そちらの方にも行っていただくという位置づけの観光案内所にしたいという、そういうことで300平方メートル、今申しました機能を実現するような形の設計を進めていきたいと考えております。

それと、記紀・万葉はどのようなテーマでどういうことをするんだということがありましたが、記紀・万葉というのは先ほど言いましたように観光素材の原石ですので、そういう中で、観光客が何を求めてということになれば、記紀・万葉そのもので残っている形というのは結構少ないわけですし、その当時の人物のエピソードとか歴史のエピソードとか、そういうものをうまく、物語性とかストーリー性とかも持たせたような形で編集して、地域のイベントとうまく組み合わせて、それぞれの地域の方へ行っていただくという観光案内ができないかなと考えております。そういう観点で具体的に進めていきたいと思っております。以上です。

○中村委員 ただいまの中山観光局長の話、全くわかりませんで、散在する観光施設とか観光の目玉を見に行ってもらおうようなコーナーを設けて、そういう動機づくりをさせる場を提供するのだと、こういうことですか。

そうではないと思うのです。今、300平方メートルとおっしゃいましたけれど、360平方メートルではないのですか。私、もっとふえると思うのですけどね。要するに記紀・万葉一つとっても、今万葉文化館があって、あそこで常時展示をやっているわけですよ。そこへ行く道筋と、ここに万葉文化館がありますということだけを掲示して、マイクで言ったりするのですか。平城遷都1300年祭で平城歴史館あったでしょう。あそこでスライドを出して、やっていたわけです。記紀・万葉だったら、古事記と日本書紀、日本最古の書物ですよ。これには神話の世界がたくさん出てくるのです。日本人の心のふるさとと言われているのです。そうしたらそれらを解説するコーナー、少なくとも古事記の内容はどうだ、日本書紀の内容はどうだ、飛躍しますが、そこまで知事が記紀・万葉にこだわるのだったら、奈良県下の小学、中学、高校、全部古事記と万葉集を必修にして教育したらよろしいと思うぐらいの心でいるのです。

だから記紀・万葉というのだったら、観光案内所に来れば、古事記や日本書紀の心が読み取れる、あるいは時代にスリップしてそういうことが体験できるとか、平城遷都1300年祭でやった手法をこの観光案内所にどうしてできないのか。今のあなたのことだったら、単なる案内コーナーですよ。ここにこんなところがあります。ここに橿原神宮があります。長谷寺がありますから行きなさいと。そんなことを期待もしてないし、知事もそんなことではないと思います。だから今の300平方メートルだったら、300平方メートルで一体何できるのかということを知っているのです。それで何を訴えるのかと言っているのです。そうしたら今の答えではないですか。卑弥呼の里、箸墓古墳がすぐ目の前にあるわけですよ。行かすためには、桜井市のここに卑弥呼の里があります、行きなさいと書くだけですか。そうしたら卑弥呼の里の昔の大型建物のレプリカをつくってでも、ここにはこういうところがあります。行く人の心をたきつける、装置づくりしないとだめです、装置づくり。ただ単に陳列したりコーナーを設けるだけでは真の観光案内ではないです。ちょっと反省しなさいよ。そういうことで、じっくりもう一度考えてください。

それと、もう一つは、中南和の再配置に南部振興課が入ると決めているのか、入らないのか、どっちなのですか。入ると決めていたらここへ書かないとあかんではないですか、ここへ。再配置は全体的なものでしょう。後で南部振興課を入れてくるのですか。全体と

して考えないといけないではないですか。そうしたら答弁漏れではなくて記載漏れですよ、私から言わせたら。今の答弁を聞いても南部振興課はここへ入るようなニュアンスです、耳成高校跡へ。当然です。現地の声を聞いて現地の対応しようと思えば、本庁のこんなところにあるよりも耳成高校跡の現地に近いところに行って、そこで事務をやっていく。だからもう一度、南部振興課が実際に耳成高校跡に移転するのかもしれないのか……（発言する者あり）そうしたらなぜ書いてないのですかと、こういうことを言っているわけです。

（発言する者あり）いやいや、だからこれが行財政改革とか、県の行政を進める上で、各課は縦割りでやっているけれども、総合的に連絡調整をすることについてはこの件に関しても漏れておるといことを言いたいからこう言っているだけで、皆さん一生懸命やっておられるのですよ。しかし、なぜ南部振興課だけ離しているのですかという思いがあるわけです。この2点についてお答えください。

○中山観光局長 今、委員おっしゃった点については十分考慮もしておりますが、やはり中南和地域の歴史、文化、自然に育まれた地域を多くの方が巡っていただきたいという、そういう思いでの観光案内所を充実していきたいと思います。そういう観点から申しますと、県内各地の案内表示とか、スムーズに巡りやすい形のいろんなソフトの基盤というか、そういったものは充実を今後もさせていかなければならないと思います。そういう観点で、委員のおっしゃったことは肝に銘じまして、きっちりした観光案内所をつくっていききたいと思います。

○杉田総務部長 今回、この資料に記載しておりませんが、県としての正式の考え方ですけれども、山本議員の代表質問で、もう1回知事の答弁を繰り返させていただきますが、本年度、南部振興監を設置しまして、南部、東部の振興への取り組みを充実しているところでもありますけれども、これらの取組状況や再配置後の県機関の運営状況を踏まえながら、地域活性化につながる南部、東部の県機関のあり方についてもさらに検討していきたいということです。その言わんとするところは、一つは、南部振興策の一括化というのが今回南部振興監を設置しまして緒についたわけです。これは今1年目ですので、来年、再来年どうなっていくかというのは、今、予算編成などを通じまして、一生懸命議論しているところです。もう一つの流れとしては、耳成高校跡地に集約したというのは、単にハード的に集約しただけではなくて、やはり施策、例えばまちづくりにしても農林部と土木部が協力する。福祉にしても福祉事務所と保健所が連携する。そういった行政の総合化を意図しているところでございます。そういった意味で、他県では大分進んでいるのですが、出先

機関の総合事務所化、総合機関化というのが図られています。ですので、その2つの観点で、これからの県政の状況を見て、どちらにしても、先ほどの答弁で申し上げましたけれども、南部、東部の地域活性化につながるような形であり方を検討していきたいということです。

○中村委員 杉田総務部長の話、要するに、南部振興課は耳成高校跡地に持ってくると理解していいわけですね。イエスかノーかで教えてください。

それと、中南和の集約は非常に結構です。先ほど申し上げましたように、所長、次長、課長クラスは当然重複しているからこれは減りますが、現実には事務に携わっておる第一線の方々、特に土木系は、今回の台風12号の影響で、本当に一般業務に困っているのです。だからそこら辺を含めて、保健所も県税事務所もそうですけれど、徴税一つにしても、そこら辺は減らさないようにして、管理職は異動させるということで、人員を減らすことが最終の目的ではなくて、県民に親切な行政サービスを提供するということを念頭に、再配置を考えていただきたいと思います。

だから先ほどの事務の件も、パソコンを使ってと。しかし、事務は最終的には判子が要るのです、判子。多くの書類の判子、どうせこれ知事決裁をもらわないといけないわけですよ。その作業が膨大なのです。現地で持ってきて、現地から本庁へ持ってきて、運び屋さん、毎日雇わないといけないわけです。そういうことで、極力パソコンもお使いになって、現行の保健所や県税事務所が現地でやっているような権限の行政機構の改革というか、それもおやりになって、真に実のある行政改革を果たしていただきたいと思います。

後ほどまた申し上げますから、本日はこれをもって終わります。

○中野委員長 それで、答弁は要りませんね。

○中村委員 いやいや……。

○中野委員長 要りますか。

○杉田総務部長 先ほどの件につきましては、極めて高度な政治判断を必要とする事項ですので、先ほどの答えをもってご了解いただければ。

○中野委員長 よろしいですか。

○中村委員 了解。

○山村副委員長 簡単にいたしますが、先ほど来、中部地域の再配置構想につきましては意見が出されておりますので、多くは申しませんが、疑問に思っておりますのは、庁舎を有効活用されて、合理的にしようという、その考え方自身に反対ではございません

けれども、この中で見ましたら、葛城保健所と桜井保健所が一体化されて、実態として葛城保健所がなくなるということになりますので、そういうことでありましたら、これは大きな問題だと思っております。保健所は地域の住民にとってはなくてはならない大事な仕事をしているところでありますし、また、対象管区といいますか、地域、受け持ち区域というのが決まっております。そういうところでこれまで仕事をされてきたにもかかわらず、この再編の中で実態としてそのものがなくなってしまうということになりますので、これはどう今後扱うのかということがあるかもしれませんけれども、住民からしたら大変困ると、そういう意見がたくさん寄せられておりますので、その点の考え方を一つお聞きしておきたいと思えます。

それから、もう1点につきましては、大滝ダムの試験湛水の件についてです。

先ほど田中地域振興部長から大変懇切丁寧にご説明をいただきまして、県としても安全対策を万全にと思っておられるということにはよくわかりました。しかし、私としたり、地域の声もなんですけれども、まだ土砂崩れが起こったそのものが復旧をしておりません上に、どうしてそういうことが起こったのかという原因究明もなされていないという中で、どうして急いで湛水に入るのかなということはどうしても疑問として残ります。安全対策万全という場合には、やはり原因がわかって、その対処の方法が可能だという状況になった時点で万全と言えるのではないかと思いますので、その点、そんなに急いでされる理由というのを、お聞きしたいなと思えます。

○芝池管財課長 ただいま山村副委員長から、中部地域におけます県有施設の再配置によって葛城保健所がなくなった後はどうなるのかという質問だったと思えますが、先ほど杉田総務部長からありましたように、今回の再配置構想では、大和高田市内にあります葛城保健所と桜井保健所を統合しまして桜井土木事務所に配置するという予定にしております。現在、葛城保健所を利用されてる方々への対応は課題と考えておりまして、葛城保健所について医療政策部に確認しますと、葛城保健所を利用されてる方々で、慢性特定疾患患者、それから小児慢性特定疾患患者、インターフェロン治療患者等、そういった方だけでも大体3,000人おられると、そのうち来所される方々が1年間で約1,000人おられるということをお聞きしております。これらの方々は、年1回の医療費の公費助成についての要件審査の申請や、また、その都度必要に応じた相談に来所されると聞いてございます。このような方々、いわゆる健康弱者の方々にとっては、またその家族にとっても、これまでより遠くなるということになり、また長時間の移動となりますので、ご不便をかけるこ

とと考えられますので、大和高田市内に相談業務や申請手続等、対応する出張所的機能を設置する方向で検討してございます。設置場所、それから具体的な内容につきましては、今後、関係市町とも協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○清水地域政策課長 大滝ダムの試験湛水に関わりましてご質問いただいております件でございます。

紀伊半島大水害によりまして、大滝ダム周辺の迫地区におきまして、大規模な土砂崩れなどが発生しているわけでございますけれども、このことに鑑みまして、本県から国に対しまして、ダムの十分な安全点検を要請をいたしました結果、国として安全点検をして、その内容につきましては、文書によりまして安全性について確認を得ているところでございます。試験湛水中も含めまして、しっかりと安全点検をしていただき、また、地元の方々の声も細心の注意を払いながら、徹底して安全監視を行っていただくように、国に対して引き続き要請をしてみたいと思っております。以上でございます。

○山村副委員長 保健所のことにつきましては、その利用されておられるというか、来庁される方が3,000人ということで、その対策ということで、出先の受付制度というのは残されるということですが、そうしましたら本体の仕事の方はどうなるのかと思うわけです。保健所の仕事というのは専門家の手による特別の業務というのがたくさんあります。それは、各府県がこれまでに保健所を統廃合してくる中で、奈良県はこの6つの保健所をずっと残して維持してきたということの評価しているのですが、大事な仕事をしているということで置いてこられたという歴史があるものですから、出先の窓口の業務だけではないその他の部分の仕事というのは、対象とする地域、市町村の管内全域にわたる状況でありますから、そういう機能がその後もきちんと維持されるのかどうかということが当然必要になってくると思います。先ほど来、リストラではなくて、人員配置で仕事の中身を維持したいということもおっしゃられておりましたけれども、本当にそうなるのかどうかというところが一つあります。ですから、統廃合ということではないというものにしていただかないと、到底賛成できかねると思っておりますので、その点、お答え願いたいと思います。

そして大滝ダムにつきましては、お聞きしたことにはちょっと答えてもらってなかったかなと思うのですが、本当に急いで、これまでおくれたということはあるとは思いますが、おくれた理由が危険であったからおくれたわけで、何も今、急に急ぐというものではないと思うのです。本当に原因がわかって、その対策が可能という方

策もはっきりと打ち出されるという状況になって進めていくべきことであると、それが本当に住民の安全や命を守るという上で大事な対応だと思いますので、その点、先ほどの答えでは納得できかねますので、お伺いしたいと思います。

○中野委員長 2点ですか。

○山村副委員長 はい。

○芝池管財課長 現時点におきまして、関係部局と調整をしております、基本的には窓口業務、相談業務を残すということでございます。ただ、先ほども申しましたように、具体的な内容については再度関係部局と調整して、どのようなものを残していくかということを決めていきたいと考えております。以上でございます。

○田中地域振興部長 清水地域政策課長の答えで十分だと思うのですが、再度ということですので、私の方から。

大滝ダムは7年前に試験湛水をしました。実施したときに、白屋、迫地区を含め、3カ所の地すべりが発生をいたしました。その原因の究明をしながら、7年間かけて国でその対策を講じていただきました。それで安全を確認したからということで試験湛水するとお申し出があったにもかかわらず、ああいう未曾有の災害が起きました。ですから県の方は一度返しました。それで、もう一度その調査をしてくれと、そして観測地点もふやしてくださいということで、観測地点をふやしていただきました。

1点、委員、間違いのないようにしていただきたいのですが、試験湛水を開始いたします。試験湛水で何かが起こったとき、そのときに対策をするのです。12月15日に供用開始するのではないです。その点だけお含みおきください。

○山村副委員長 田中地域振興部長からお答えがありましたが、私もわかっております。供用開始をするとは申しておりません。試験湛水をされるということはわかっておりますが、前回、試験湛水中にそういう事故が発生したということですので、それで念には念を入れてと思っているということでもあります。

古代の方々が地名をつけられるときに、非常に考え抜いてつけられておられたということをおっしゃっておりますけれども、迫という地名そのものが、小さな谷や湿地が集まって、砂地で非常に作付ができにくいということで、律令制では耕作が困難であるということで課税が免除されていた歴史があるということで、がけ崩れが非常に発生しやすい地域だったと言われております。先人というのは土地の危険ということを非常にそういうことを通じて後世に残しておられるのではないかと思うわけなのですけれども、実際に迫のところで

これまでなかった、全くノーマークのところでは起こっているということは、その周辺に住んでおられる方々にとったら非常に不安が強いということで、念には念を入れて申し上げているので、これからより以上に注意をしてやっていただくことだとは思っておりますけれども、ぜひその点、含みおいていただきたいと思います。

それから、保健所の件につきましては、今後の検討ということですので、今後、保健所機能そのものについて、担当課のところともきちんと意見交換をして、地域の住民の皆さんにとって機能低下ということにならないように、私たちとしても意見を申し上げていきたいと思っております。

○中野委員長 ほかにないようでございますので、これで質疑を終わりたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

次に、委員長報告について申し上げます。

本会議で反対討論、賛成討論をされる場合は、委員長報告に反対意見、賛成意見を記載しないこととなっております。

議第59号、請願第1号について、日本共産党はどうされますか。

○山村副委員長 討論をします。

○中野委員長 討論されますか。

それでは、議第59号、請願第1号については、委員長報告にそれぞれの意見を記載しませんので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

続いて、請願第1号について、なら元気クラブはどうされますか。討論をしませんか。

(発言する者あり)

それでは、委員長報告に賛成意見を記載します。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それから、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

慎重審議、ご苦労さまでございました。

これもちまして本日の委員会を終わらせていただきます。